【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月26日
【計算期間】	第56期(自 2024年２月29日　至 2024年８月28日)
【ファンド名】	ＧＴグローバル　インベストメント・オープン
【発行者名】	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO　佐藤　秀樹
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【事務連絡者氏名】	塚本　直樹
【連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番１号六本木ヒルズ森タワー14階
【電話番号】	（03）6447－3087
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

ファンドの目的	内外の株式（ＤＲ（預託証書）を含みます。）・債券を主要投資対象とし、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。

②信託金の限度額

信託金の限度額	委託会社は、受託会社と合意のうえ、金4,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

③ファンドの基本的性格

ａ．ファンドの商品分類

商品分類項目			商品分類の定義
単位型・追加型の別	単位型投信		一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
	追加型投信		
投資対象地域	国内		目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	海外		
	内外		
投資対象資産	株式	債券	目論見書または信託約款において、複数の資産（株式・債券）による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信	その他資産	
	資産複合		

＊ファンドの商品分類を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

b．ファンドの属性区分

属性区分項目			属性区分の定義
投資対象資産	株式		目論見書または信託約款において、複数資産（株式・債券）を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
	(一般)	(大型株)	
	(中小型株)		
	債券		
	(一般)	(公債)	
	(社債)	(その他債券)	
	(クレジット属性)		
	不動産投信		
	その他資産（投資信託証券）		
	資産複合		
	(資産配分固定型)	(資産配分変更型)	
決算頻度	年1回	年2回	目論見書または信託約款において、年２回決算する旨の記載があるもの
	年4回	年6回（隔月）	
	年12回（毎月）	日々	
	その他		
投資対象地域	グローバル	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの ※なお、ファンドにおいては「世界の資産」の中に「日本」を含みます
	北米	欧州	
	アジア	オセアニア	
	中南米	アフリカ	
	中近東（中東）	エマージング	
為替ヘッジ※	為替ヘッジあり（適時ヘッジ）		目論見書または信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの
	為替ヘッジなし		

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＊ファンドの属性区分を網掛け表示しております。該当する定義は上記のとおりですが、その他の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

④ファンドの特色

1.	**日本を含む世界各国の株式※1・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度などを総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。** ※1株式にはＤＲ（預託証書）を含みます。
2.	**資産配分、為替ヘッジ比率の決定、債券ポートフォリオの運用についてはトップダウン・アプローチ、株式ポートフォリオの運用についてはボトムアップ・アプローチによる運用を行います。** **＊ただし、ファンドの純資産総額が債券の現物運用を行うことに十分ではない場合、債券に代えてキャッシュ運用を行うことがあります。**
3.	**外貨建資産の投資に当たっては、投資環境・ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら機動的に為替ヘッジを行います。**
4.	**MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）※2をベンチマーク※3とします。** ※2◇MSCIワールド・インデックス（税引後配当込み、円ヘッジベース）は、MSCI Inc.が算出する株式インデックス（指数）の一つです。MSCIインデックスは、MSCI Inc.の知的財産であり、MSCIはMSCI Inc.のサービスマークです。 ◇この情報はMSCI Inc.の営業秘密であり、またその著作権はMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他あらゆる形態を用い、またはあらゆる情報保存、検索システムを用いて出版物、資料、データ等の全部または一部を複製・頒布・使用等することは禁じられています。また、ここに掲載される全ての情報は、信頼の置ける情報源から得たものでありますが、その確実性及び完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。 ◇MSCIワールド・インデックスの構成国や構成銘柄等は、適宜見直しが行われます。かかる見直しに伴い、ファンドはベンチマークを変更することがあります。 ※3ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行う際の基準となる指標のことです。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を得ることを目的としていますが、ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。
5.	**インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH（ドイツ、フランクフルト）に運用の指図に関する権限を委託します。**

⑤ファンドの投資戦略

投資戦略

- 日本を含む世界各国の株式、債券に分散投資を行います。
- 株式および債券の資産配分、為替ヘッジ比率の決定は、主として経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチを用います。
- 株式は個別銘柄分析に基づくボトムアップ・アプローチ、債券は経済動向の分析に基づくトップダウン・アプローチにより、ポートフォリオを構築します。

＊ただし、ファンドの純資産総額が債券の現物運用を行うことに十分ではない場合、債券に代えてキャッシュ運用を行うことがあります。

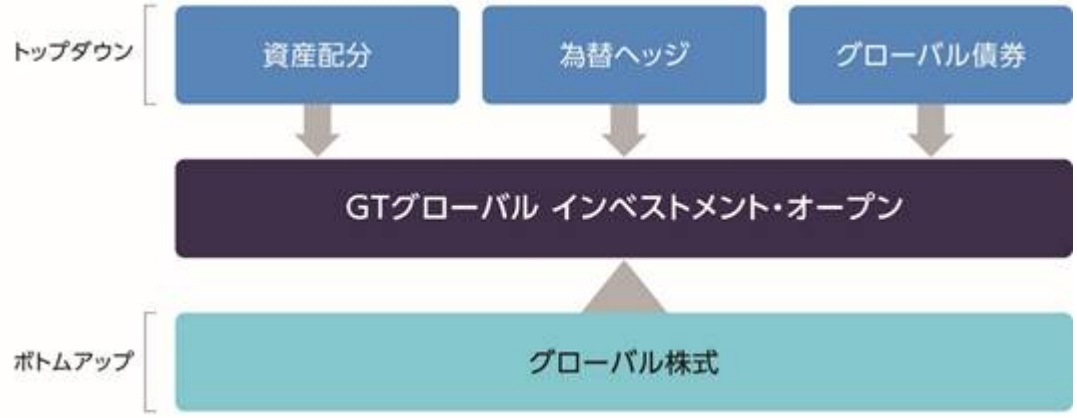

⑥ファンドの運用プロセス

運用プロセス

■ 資産配分プロセスおよび為替ヘッジ

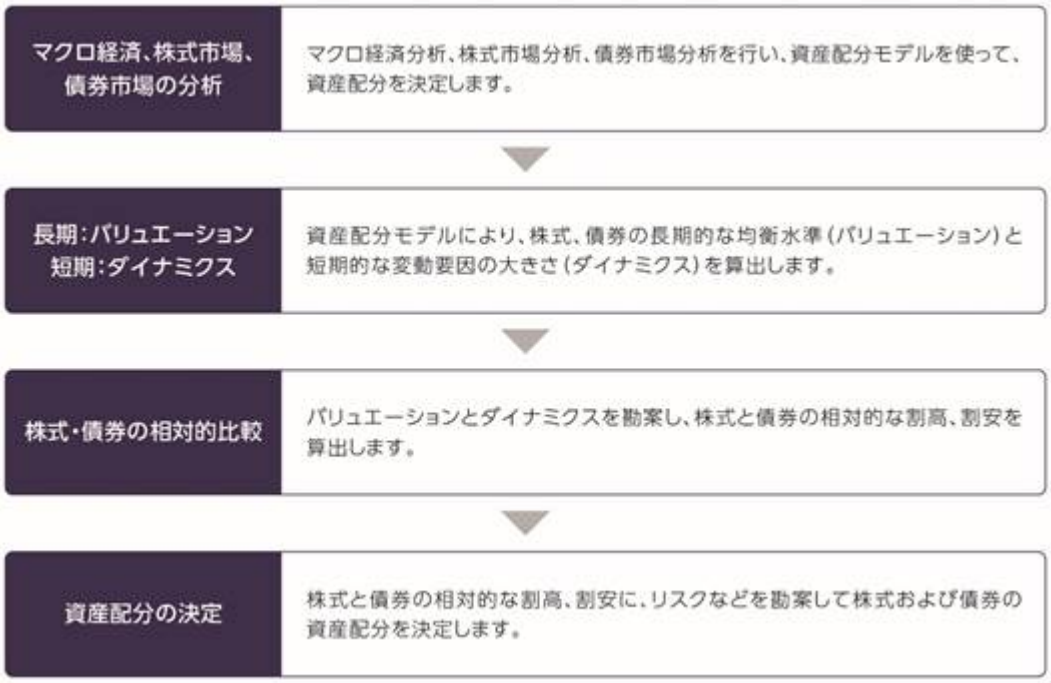

・外貨建資産の為替ヘッジ比率は、投資環境、ヘッジコスト、ポートフォリオ全体のリスクなどを総合的に勘案しながら機動的に変更します。

■ 株式運用プロセス

■ 債券運用プロセス

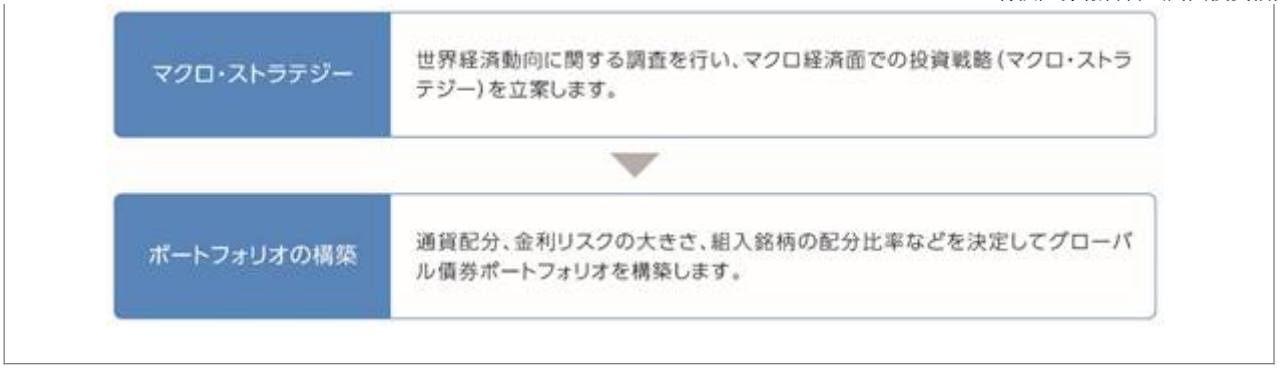

◆ファンドの運用プロセス等は、2024年８月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
＊当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

(2)【ファンドの沿革】

1996年８月30日	信託契約締結、ファンド設定、運用開始
1999年10月１日	インベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託
2003年７月１日	運用の指図に関する権限の委託先をインベスコ・アセット・マネジメント・リミテッドからインベスコ・インスティテューショナル（現インベスコ・アドバイザーズ・インク）に変更
2007年１月４日	投資信託振替制度への移行
2015年５月29日	・運用の指図に関する権限の委託先をインベスコ・アドバイザーズ・インクからインベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに変更し、運用プロセス等の一部を変更 ・信託期間を無期限から有期限（1996年８月30日から2025年８月28日まで）に変更

(3)【ファンドの仕組み】

①ファンドの運営の仕組み

a．ファンドの関係法人の概要

b．委託会社およびファンドの関係法人の役割

委託会社 インベスコ・アセット・マネジメント株式会社	投資信託財産の運用指図、信託約款の届け出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益権の発行、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）・運用報告書の作成、投資信託財産の計算（受益権の基準価額の計算）および投資信託財産に関する帳簿書類の作成などを行います。
受託会社 野村信託銀行株式会社	委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先） インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH	委託会社よりファンドの運用指図に関する権限の委託を受けて、ファンドの運用指図、投資判断・発注などを行います。

c．委託会社がファンドの関係法人と締結している契約等の概要

受託会社と締結している契約： 証券投資信託契約	信託約款に基づき締結され、運用方針、投資制限、委託会社・受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬の総額、信託期間などファンドの運営に関する事項が規定されています。
販売会社と締結している契約： 受益権の募集・販売等に関する契約	受益権の募集・販売の取り扱い、分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務、その他これらに付随する事務および手続きなどの内容が規定されています。
投資顧問会社（運用委託先）と締結している契約： 運用指図に関する権限の委託契約	委託会社が運用委託先に委託するファンドの運用指図に関する業務の内容、当該業務にかかる運用委託先の報酬、契約の期間および終了手続きなどが規定されています。

②委託会社等の概況

名称（商号等）	インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 （金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第306号）
資本金	4,000百万円（2024年８月末現在）
沿革	1986年：エムアイエム・トウキョウ株式会社（後のインベスコ投資顧問株式会社）設立 1990年：エムアイエム投信株式会社（後のインベスコ投信株式会社）設立 1996年：インベスコ投資顧問株式会社とインベスコ投信株式会社が合併し、インベスコ投信投資顧問株式会社に社名変更 1998年：エル・ジー・ティー投信・投資顧問株式会社と合併 2014年：インベスコ・アセット・マネジメント株式会社に社名変更
大株主の状況	（2024年８月末現在）

名称	住所	所有株式数	所有比率
インベスコ・ファー・イースト・リミテッド	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, United Kingdom	40,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針	この投資信託は、安定した収益の確保および投資信託財産の着実な成長を図ることを目標に積極的な運用を行います。
主な投資態度	・日本を含む世界各国の株式・債券の中から、企業の収益性、成長性、安定性、割安度等を総合的に勘案して選定した銘柄に分散投資を行います。 ・資産配分、為替ヘッジ比率の決定、債券ポートフォリオの運用についてはトップダウン・アプローチ、株式ポートフォリオの運用についてはボトムアップ・アプローチによる運用を行います。 ・外貨建資産の為替ヘッジについては、投資環境・ヘッジコスト等を総合的に勘案しながら機動的に対応します。 ・インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに運用の指図に関する権限を委託します。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類（特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるもの））	ａ．有価証券 ｂ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、信託約款第25条および第26条に定めるものに限ります。） ｃ．約束手形 ｄ．金銭債権

投資対象とする有価証券	委託会社は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 ａ．株券または新株引受権証書 ｂ．国債証券 ｃ．地方債証券 ｄ．特別の法律により法人の発行する債券 ｅ．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。） ｆ．特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。） ｇ．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。） ｈ．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。） ｉ．特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。） ｊ．コマーシャル・ペーパー ｋ．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券 ｌ．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記ａ．からｋ．までの証券または証書の性質を有するもの ｍ．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。） ｎ．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。） ｏ．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。） ｐ．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。） ｑ．預託証書（金融商品取引法第２条第１項第20号で定めるものをいいます。） ｒ．外国法人が発行する譲渡性預金証書 ｓ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの ｔ．外国の者に対する権利で前ｓ．の有価証券の性質を有するもの
投資対象とする金融商品	委託会社は、信託金を、以下の金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。 ａ．預金 ｂ．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。） ｃ．コール・ローン ＊前記「投資対象とする有価証券」にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記の金融商品により運用することができます。

(3)【運用体制】

①インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHにおけるファンドの運用体制

運用体制図

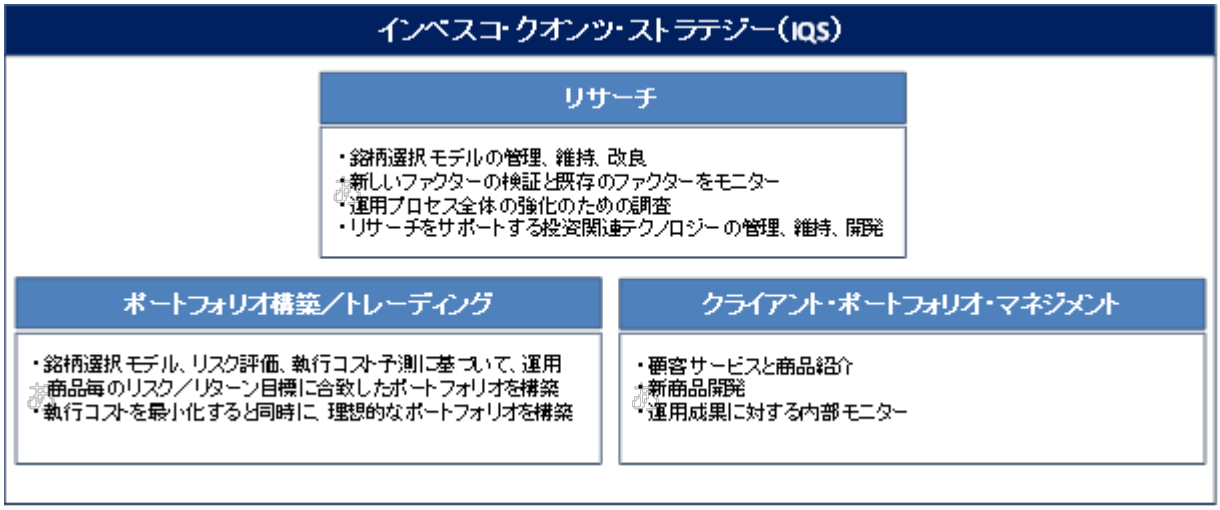

ファンドの運用体制の概要	委託会社は、ファンドの運用指図に関する権限をインベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHに委託します。 ファンドの運用は、インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHの「インベスコ・クオンツ・ストラテジー（IQS）」のIQSドイツ（フランクフルト）が担当します。

②ファンドの管理体制

内部管理および意思決定を監督する組織	・コンプライアンス部（４名程度）は、運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているファンドのガイドライン・モニタリングをサポートし、その結果異常がある場合はリスク管理委員会に報告します。また、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。 ・プロダクト・マネジメント本部（20名程度）は、運用委託先およびファンドを定性・定量面からモニタリングし、パフォーマンス状況とともに運用リスク管理委員会に報告します。 ・運用リスク管理委員会（10名程度）は、プロダクト・マネジメント本部からの報告を基に、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をリスク管理委員会へ報告します。 ・プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。 ＊「３　投資リスク　(3)投資リスクに対する管理体制」もご覧下さい。
運用に関する社内規程	ファンドの運用業務およびリスク管理について、それぞれ社内規程を定めています。
ファンドの関係法人に対する管理体制	・運用委託先の管理・統制については、運用内容に関する十分な情報開示を求め、運用方針と運用内容に乖離がないかを確認します。また、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 ・受託会社などの管理・統制については、外部監査法人による「内部統制監査報告書」を入手し、検証・モニタリングなどを行っております。

◆上記運用体制における組織名称等は、2024年８月末現在のものであり、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

ファンドの決算日	年２回の２月28日および８月28日（同日が休業日の場合は翌営業日）。
分配方針	・分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ・分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。 ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
分配金の支払い	ａ．「自動けいぞく投資コース」 分配金は、税引き後無手数料で再投資されます。 ｂ．「一般コース」 分配金は、原則として決算日から起算して５営業日目までに販売会社でお支払いを開始します。 ＊分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金にかかる決算日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。）に支払います。 ＊「自動けいぞく投資コース」の分配金の再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

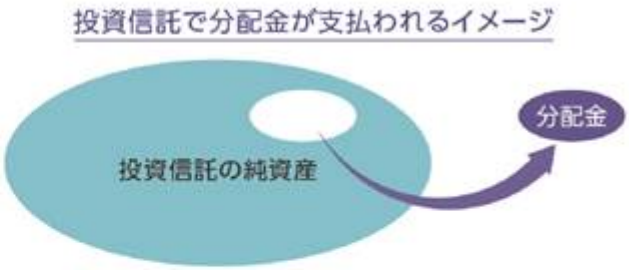

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。

■受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

(5)【投資制限】

①信託約款上の投資制限

株式への投資制限（運用の基本方針）	株式への投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産への投資制限（運用の基本方針）	外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄の株式への投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
同一銘柄の新株引受権証券などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
同一銘柄の転換社債などへの投資制限（運用の基本方針）	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債※１への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ※１新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがあるものをいいます。以下同じです。
投資信託証券への投資制限（運用の基本方針）	投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５%以下とします。
デリバティブ取引の利用（運用の基本方針）	デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
デリバティブ取引等にかかる投資制限（第19条の２第６項）	デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
信用リスク集中回避のための投資制限（第21条の２）	一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
信用取引の指図（第24条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。 ・当該売り付けの決済は、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

先物取引等の運用指図（第25条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、以下の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じです。）。 －わが国の金融商品取引所※２における有価証券先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券指数等先物取引 －わが国の金融商品取引所における有価証券オプション取引 －外国の金融商品取引所における上記の取引と類似の取引 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ※２金融商品取引所とは、金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じです。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設する者を「証券取引所」という場合があります。
スワップ取引の運用指図（第26条）	・投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ・スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行います。 ・スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行います。
有価証券の貸し付けの指図（第27条）	・投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を貸し付けることの指図をすることができます。 ・有価証券の貸し付けにあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行います。
特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（第28条）	わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、外貨建有価証券への投資が制約されることがあります。
外国為替予約取引の指図（第29条）	投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

資金の借り入れ（第38条）	・投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借り入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ・当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。 ・借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

◆上記の投資制限の詳細は、信託約款をご覧ください。

②法令に基づく投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第１項第８号）	委託会社は、信託財産に関して、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しません。
同一の法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第９条）	委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権総数の100分の50を超えることとなる場合、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

3【投資リスク】

投資信託はリスクを含む商品であり、ファンドは、国内外の株式・債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により、基準価額が変動し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は投資者保護基金には加入しておりません。

ご投資家の皆さまにおかれましては、ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申し込みください。

(1)基準価額の変動要因

価格変動リスク（株式）	**《株価の下落は、基準価額の下落要因です。》** 株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。
価格変動リスク（債券）	**《債券の価格の下落は、基準価額の下落要因です。》** 債券の価格は、金利動向（一般的に金利が上昇した場合、価格は下落します。）、政治・経済情勢、発行体の財務状況や業績の悪化などを反映し、下落することがあります。
信用リスク	**《発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。》** ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。
カントリー・リスク	**《投資対象国・地域の政治・経済等の不安定化は、基準価額の下落要因です。》** 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の急激な変化や新たな取引規制が導入される場合などには、ファンドが投資する有価証券等の価格が下落したり、新たな投資や投資資金の回収ができなくなる可能性があります。 新興国・地域への投資は、先進国への投資に比べ、「カントリー・リスク」「価格変動リスク」「信用リスク」「流動性リスク」が高い傾向にあります。

為替変動リスク	**《為替ヘッジを行わない場合、為替の変動（円高）は、基準価額の下落要因です。》** ファンドは投資環境・為替ヘッジコストなどを総合的に勘案しながら、外貨建資産に対し機動的に為替ヘッジを行います。為替ヘッジを行わない場合、為替変動の影響を受けることになり、円高方向に変動した場合には外貨建資産の円での資産価値が下落します。 為替ヘッジを行う場合、為替変動リスクの低減に努めますが、為替変動の影響を完全に排除できるとは限りません。また、円金利が為替ヘッジを行う通貨の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかります。
流動性リスク	**《流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。》** 市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

◆基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

ファンド固有の留意点

ベンチマークに関する留意点	ベンチマークは、今後、他の指数へ変更されることがあります。

投資信託に関する留意点

換金に関する留意点	ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等が生じた場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことや取引に時間を要することがあるため、基準価額に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの要因等により有価証券等の売却・換金が困難となった場合や、資金の受け渡しに関する障害が発生した場合は、ファンドの換金のお申し込みの受付中止（既にお申し込みを受け付けた場合を含みます。）や換金資金のお支払いの遅延となる可能性があります。

(3)投資リスクに対する管理体制

①投資リスク管理体制の概要

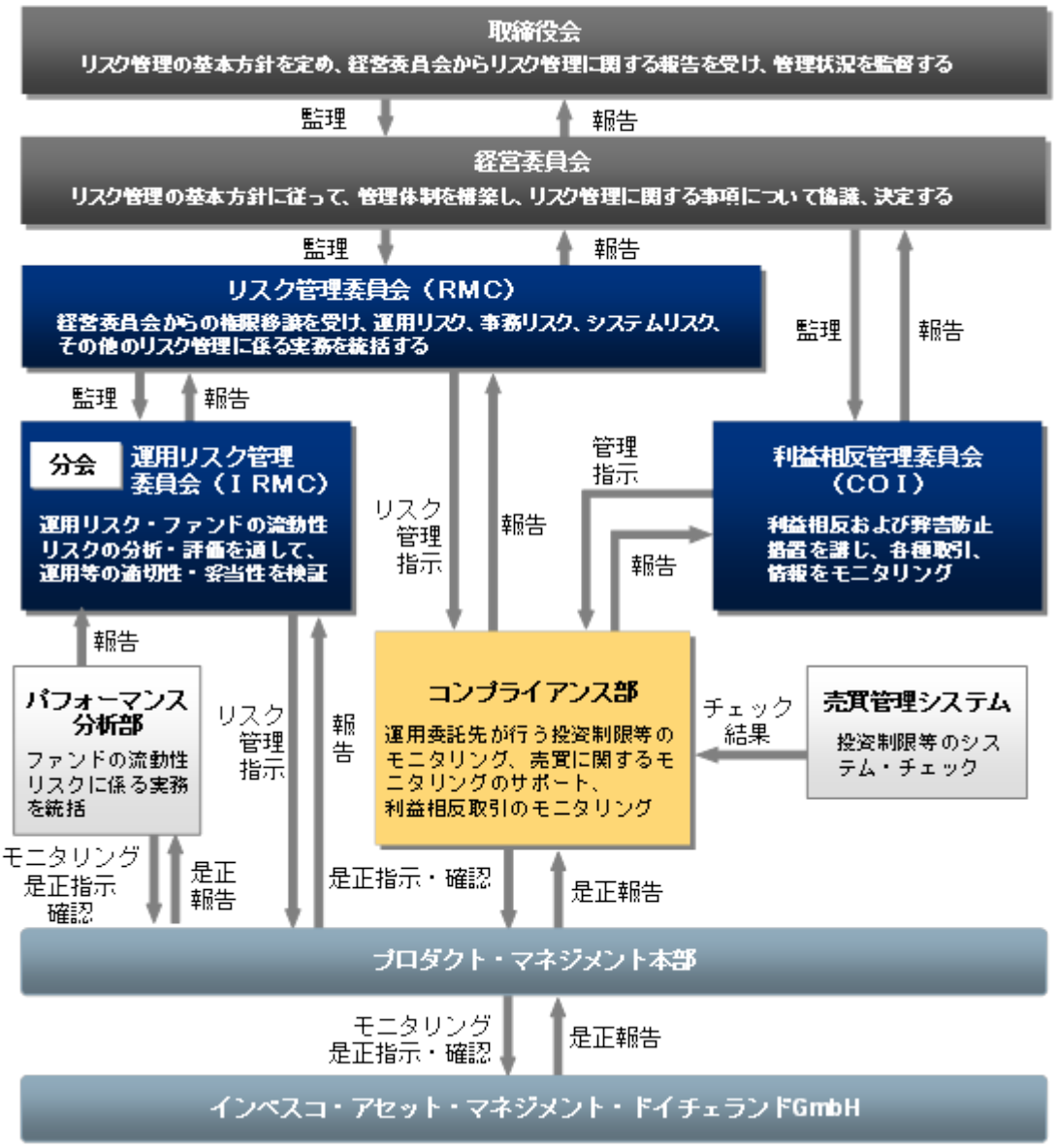

リスク管理委員会（RMC）	取締役会で定めたリスク管理の基本方針、およびリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理に係る実務を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で統括します。 RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。
運用リスク管理委員会（IRMC）	RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクおよびファンドの流動性リスクの管理を行います。 IRMCは、上記のリスクを把握し、運用等の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。
利益相反管理委員会（COI）	利益相反管理委員会（COI）は、顧客と委託会社の利益相反行為等の顕在化防止のため、議決権行使を含む様々な取引等をモニタリングして、その結果を経営委員会へ報告します。

②関係部署の役割

コンプライアンス部	運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリングをサポートし、異常がある場合はその結果をRMCに報告し、必要に応じてプロダクト・マネジメント本部へ是正を指示し、是正状況を確認します。
プロダクト・マネジメント本部	運用委託先から情報開示を受けたファンドのパフォーマンス状況等の他、ファンドの流動性に関する緊急時対応策の有効性を検証し、その結果をIRMCに報告します。また、運用委託先に対し、定性・定量面における評価を継続的に実施します。 運用委託先のコンプライアンス部門が実施しているガイドライン・モニタリング結果等に基づき、必要に応じて運用委託先へ是正を指示し、是正状況を確認します。 また、プロダクト・マネジメント本部は、定期的に運用委託先の定性面について精査し、経営委員会に報告します。
パフォーマンス分析部	ファンドの流動性リスクに係るモニタリングや是正措置の策定などの実務を統括し、その結果をIRMCに報告します。

③運用委託先における投資リスク管理体制

システムによる管理	売買管理システムにより、投資ガイドラインや投資制限等の違反となる取引を事前に回避し、違反の可能性がある場合には、運用部門に警告を発します。
専門部門による管理	運用部門と独立した各専門部門により、以下の管理を行います。 ・ファンドのパフォーマンスやポートフォリオ・リスク等の計測・分析は、各専門部門で行われ、これらの計測・分析の結果は運用部門に提供され、適宜、運用状況の確認ができる体制としています。 ・コンプライアンス部門では、投資ガイドラインおよび法令等の規定についての遵守状況をモニタリングし、必要に応じて運用部門に是正指示や是正状況の確認を行います。

◆上記「投資リスクに対する管理体制」における組織名称などは、委託会社または運用委託先の組織変更などにより変更となる場合があります。この場合においても、ファンドの基本的な投資リスク管理体制が変更されるものではありません。

〈参考情報〉

■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2019年9月～2024年8月
代表的な資産クラス：2019年9月～2024年8月

＊「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

代表的な資産クラスの指数について

日本株 TOPIX（東証株価指数）（配当込み）

TOPIX（東証株価指数）（配当込み）は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

先進国株 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。

日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

先進国債 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド（米ドルベース）に、当日の米ドル為替レート（WM／ロイター値）を乗じて算出しています。
指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社（「JPモルガン」）に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

＊海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

購入時手数料	・購入時手数料※1は、購入口数、購入金額※2または購入代金※3などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 ・購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ※1 購入時手数料には、購入時手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。 ※2「購入金額」とは、「購入の申込受付日の翌営業日の基準価額×購入口数」により計算される金額をいいます。 ※3「購入代金」とは、「購入金額＋購入時手数料(税込み)」により計算される金額をいいます。
分配金の再投資にかかる手数料	「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】＜投資者が直接的に負担する費用＞

換金（解約）手数料	ファンドの換金（解約）にあたり、手数料はありませんが、信託財産留保額を控除いたします。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。

＊「信託財産留保額」とは、換金（解約）する受益者と償還時まで投資を続ける受益者との間の公平性を確保するため、信託期間満了前に換金（解約）する受益者から徴収する一定の金額をいいます。差し引かれた信託財産留保額は、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

<table>
<tr><td>信託報酬の額</td><td>日々の投資信託財産の純資産総額に年率2.123％（税抜き1.93％）を乗じて得た額とします。信託報酬は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</td></tr>
<tr><td>信託報酬の配分</td><td>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜き）とします。
<table>
<tr><th rowspan="2">配分
（年率）</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>0.93％</td><td>0.90％</td><td>0.10％</td><td>1.93％</td></tr>
</table>
＊委託会社が受け取る報酬には、ファンドの運用指図に関する権限の委託先である、インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbHへの報酬が含まれています。同社に対しては、委託会社が受け取る報酬額（税抜き）×40％により計算された報酬額が支払われます。

信託報酬の配分先および役務の内容は以下の通りです。
<table>
<tr><th>配分先</th><th>役務の内容</th></tr>
<tr><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td></tr>
<tr><td>販売会社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>毎日計上し、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。</td></tr>
</table>

(4)【その他の手数料等】＜投資者が信託財産で間接的に負担する費用＞

①信託事務の諸費用

<table>
<tr><td>該当する費用</td><td>・組入有価証券売買時の売買委託手数料
・先物取引やオプション取引等に要する費用
・資産を外国で保管する場合の費用
・借入金の利息、融資枠の設定に要する費用
・受託会社の立て替えた立替金の利息
・投資信託財産に関する租税
・信託事務の処理等に要する諸費用</td></tr>
<tr><td>計算方法等</td><td>運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額または計算方法を記載できません。</td></tr>
<tr><td>支払方法</td><td>受益者の負担とし、投資信託財産中から実費を支弁します。</td></tr>
</table>

②その他信託事務の諸費用

該当する費用	・監査費用（ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用）
計算方法等	その他信託事務の諸費用　上限固定率 純資産総額に対して年率0.11%（税抜き0.10%） ・委託会社は、その他信託事務の諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支払いを投資信託財産から受けることができます。 ・委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その他信託事務の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった結果として、投資信託財産の純資産総額の年率0.11%（税抜き0.10%）相当額を上限とし一定の率を定め、かかるその他信託事務の諸費用の合計額とみなし、ファンドより受領することができます。 ・委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託期間中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。
支払方法	毎日計上し、毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産中から、消費税等相当額とともに、委託会社に支払われます。

◆上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

（参考）

各費用をご負担いただく時期

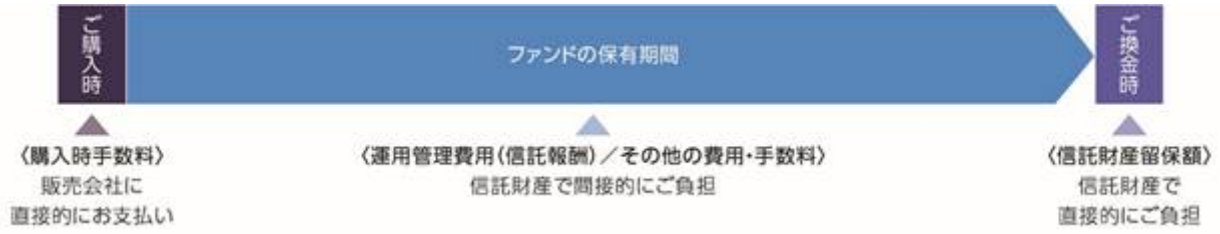

＜照会先＞

上記、手数料等に関する詳細は、お申し込みの販売会社または以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

(5)【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。日本の居住者（法人を含む。）である受益者に対する課税上の取り扱いは、以下のとおりです。

①個人の受益者に対する課税の取り扱い

<table>
<tr><td>分配金に対する課税</td><td>・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われます。<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告は不要ですが、確定申告により総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することも可能です。</td></tr>
<tr><td>解約金および償還金に対する課税</td><td>・解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得として、以下の税率による申告分離課税が適用されます。<table><tr><td>2037年12月31日まで</td><td>20.315%
（所得税15.315%および地方税５%）</td></tr><tr><td>2038年１月１日以降</td><td>20%
（所得税15%および地方税５%）</td></tr></table>・原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収あり）を利用した場合は、申告不要です。</td></tr>
<tr><td>損益通算について</td><td>・解約時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告により他の上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当所得および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算することができます。
・解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、他の上場株式等の譲渡損と損益通算することができます。

＊特定口座にかかる課税上の取り扱いにつきましては、販売会社にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

◇少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。当ファンドは、ＮＩＳＡの対象ではありません。

②法人の受益者に対する課税の取り扱い

分配金、解約金および償還金に対する課税	・分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率により所得税が源泉徴収されます。 2037年12月31日まで　15.315% 2038年１月１日以降　15% ・源泉徴収された所得税は、所得期間に応じて法人税額より控除することができます。

◇個別元本について

・追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（以下「個別元本」といいます。）にあたります。

・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として個別元本は、当該受益者が追加取得を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金(特別分配金)※を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※「元本払戻金(特別分配金)」については、下記「分配金の課税について」をご参照ください。

◇分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（受益者ごとの元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

普通分配金

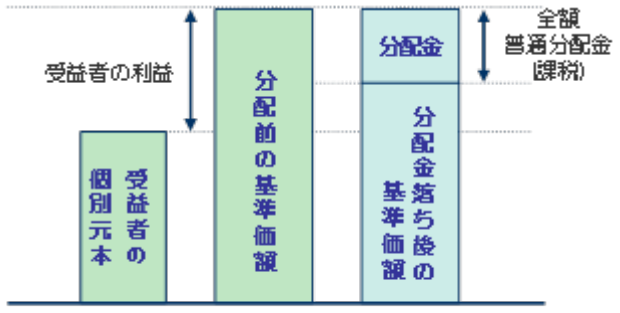

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額または上回っている場合、分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金(特別分配金)

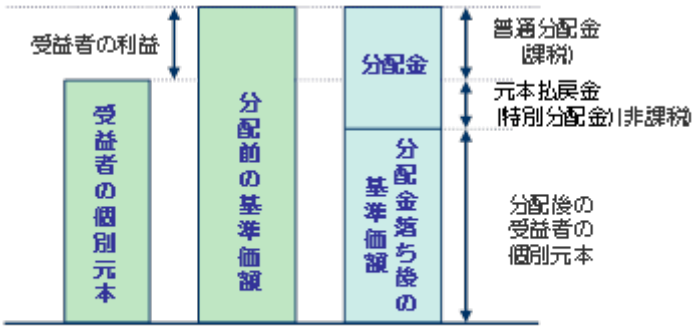

※上図は、イメージ図であり、個別元本、基準価額、分配金を示唆するものではありません。

分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合、その下回る部分が元本払戻金(特別分配金)となり、分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

◆上記は、2024年８月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。その結果、上記の記載内容に変更が生じることがあります。
◆外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
◆税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

〈参考情報〉ファンドの総経費率

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.29%	2.12%	0.17%

＊対象期間は直近の運用報告書の作成期間（2024年２月29日～2024年８月28日）です。
＊期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（１口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
＊計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(2024年８月30日現在)

投資資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株　式	アメリカ	1,421,472,302	66.58
	日本	180,977,900	8.47
	カナダ	56,895,556	2.66
	スイス	55,866,415	2.61
	イギリス	47,579,817	2.22
	オランダ	47,389,644	2.21
	ドイツ	42,777,351	2.00
	フランス	38,818,128	1.81
	イタリア	37,066,720	1.73
	デンマーク	30,954,985	1.45
	オーストラリア	24,985,116	1.17
	スペイン	19,962,080	0.93
	スウェーデン	19,309,197	0.90
	オーストリア	10,475,653	0.49
	フィンランド	5,283,180	0.24
	ノルウェー	2,491,277	0.11
	小　計	2,042,305,321	95.67
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		92,420,893	4.32
合　計(純資産総額)		2,134,726,214	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】(2024年８月30日現在)

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量(株式数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	NVIDIA	半導体・半導体製造装置	5,357	18,577.83	99,521,488	17,027.03	91,213,810	4.27
2	アメリカ	株式	APPLE	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2,681	33,018.74	88,523,253	33,273.59	89,206,500	4.17
3	アメリカ	株式	MICROSOFT	ソフトウェア・サービス	1,290	59,924.03	77,302,001	59,819.77	77,167,511	3.61
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	1,972	25,067.77	49,433,655	24,922.97	49,148,109	2.30
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	2,098	23,845.66	50,028,203	23,425.74	49,147,211	2.30
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS-A	メディア・娯楽	534	75,165.67	40,138,473	75,038.25	40,070,429	1.87
7	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	1,182	31,882.06	37,684,599	32,176.00	38,032,041	1.78
8	アメリカ	株式	BANK OF NEW YORK MELLON	金融サービス	2,686	9,732.00	26,140,174	9,737.80	26,155,731	1.22
9	アメリカ	株式	VISTRA	公益事業	2,053	12,248.63	25,146,441	12,260.21	25,170,223	1.17
10	スイス	株式	NOVARTIS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1,378	17,213.83	23,720,670	17,412.01	23,993,754	1.12
11	スイス	株式	HOLCIM	素材	1,701	13,776.53	23,433,890	13,906.37	23,654,745	1.10
12	アメリカ	株式	QUALCOMM	半導体・半導体製造装置	961	25,185.06	24,202,846	24,542.15	23,585,008	1.10
13	オーストラリア	株式	BHP GROUP	素材	5,747	4,070.49	23,393,128	3,989.77	22,929,226	1.07
14	カナダ	株式	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	銀行	2,615	7,956.04	20,805,046	8,324.21	21,767,827	1.01
15	アメリカ	株式	GENERAL MOTORS	自動車・自動車部品	2,631	7,131.40	18,762,714	7,163.25	18,846,527	0.88
16	アメリカ	株式	CITIGROUP	銀行	2,078	8,931.26	18,559,166	8,960.22	18,619,345	0.87
17	アメリカ	株式	TENET HEALTHCARE	ヘルスケア機器・サービス	747	23,728.37	17,725,097	23,844.21	17,811,629	0.83
18	アメリカ	株式	MOTOROLA SOLUTIONS	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	265	62,605.72	16,590,518	63,299.32	16,774,320	0.78
19	アメリカ	株式	BROADCOM	半導体・半導体製造装置	730	23,369.27	17,059,569	22,723.46	16,588,129	0.77
20	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS	半導体・半導体製造装置	592	28,347.49	16,781,717	27,943.50	16,542,554	0.77
21	アメリカ	株式	APPLOVIN-A	ソフトウェア・サービス	1,242	13,075.44	16,239,697	13,265.12	16,475,289	0.77
22	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY-B	金融サービス	236	66,699.22	15,741,017	67,819.97	16,005,514	0.74
23	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS	消費者サービス	28	562,033.96	15,736,951	563,389.28	15,774,900	0.73
24	アメリカ	株式	NETAPP	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	882	19,275.77	17,001,234	17,260.15	15,223,461	0.71
25	アメリカ	株式	BAKER HUGHES	エネルギー	2,904	5,125.92	14,885,672	5,105.64	14,826,802	0.69
26	アメリカ	株式	EMCOR GROUP	資本財	262	55,149.97	14,449,293	55,772.61	14,612,425	0.68
27	アメリカ	株式	OWENS CORNING	資本財	555	24,213.45	13,438,468	24,107.75	13,379,802	0.62
28	デンマーク	株式	PANDORA	耐久消費財・アパレル	530	24,876.31	13,184,447	25,188.20	13,349,751	0.62
29	アメリカ	株式	ALTRIA GROUP	食品・飲料・タバコ	1,717	7,675.84	13,179,431	7,726.52	13,266,449	0.62
30	アメリカ	株式	THE CIGNA GROUP	ヘルスケア機器・サービス	251	51,243.27	12,862,062	52,281.49	13,122,654	0.61

種類別および業種別投資比率

種　類	業　種	投資比率(%)

株式	資本財	9.54
	半導体・半導体製造装置	9.11
	銀行	8.20
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.85
	保険	6.07
	ソフトウェア・サービス	6.03
	エネルギー	5.74
	素材	5.34
	ヘルスケア機器・サービス	5.11
	メディア・娯楽	4.83
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.73
	金融サービス	4.50
	一般消費財・サービス流通・小売り	4.36
	運輸	2.73
	食品・飲料・タバコ	2.14
	公益事業	2.09
	耐久消費財・アパレル	1.89
	生活必需品流通・小売り	1.76
	自動車・自動車部品	1.72
	消費者サービス	1.42
	家庭用品・パーソナル用品	0.60
	商業・専門サービス	0.51
	電気通信サービス	0.28
合　計		95.67

(注)業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

	純資産総額(百万円)(分配落)	純資産総額(百万円)(分配付)	１口当たり純資産額(円)(分配落)	１口当たり純資産額(円)(分配付)
第37期計算期間(2015年３月２日現在)	2,884	2,884	0.7319	0.7319
第38期計算期間(2015年８月28日現在)	2,536	2,536	0.6854	0.6854
第39期計算期間(2016年２月29日現在)	2,281	2,281	0.6455	0.6455
第40期計算期間(2016年８月29日現在)	2,313	2,313	0.6761	0.6761
第41期計算期間(2017年２月28日現在)	2,368	2,368	0.7432	0.7432
第42期計算期間(2017年８月28日現在)	2,349	2,349	0.7709	0.7709
第43期計算期間(2018年２月28日現在)	2,382	2,382	0.8286	0.8286
第44期計算期間(2018年８月28日現在)	2,375	2,375	0.8483	0.8483
第45期計算期間(2019年２月28日現在)	2,100	2,100	0.7693	0.7693
第46期計算期間(2019年８月28日現在)	1,883	1,883	0.7031	0.7031
第47期計算期間(2020年２月28日現在)	1,794	1,794	0.7120	0.7120
第48期計算期間(2020年８月28日現在)	1,865	1,865	0.7562	0.7562
第49期計算期間(2021年３月１日現在)	1,987	1,987	0.8401	0.8401
第50期計算期間(2021年８月30日現在)	2,221	2,221	0.9924	0.9924
第51期計算期間(2022年２月28日現在)	2,044	2,044	0.9941	0.9941
第52期計算期間(2022年８月29日現在)	1,915	1,915	0.9560	0.9560
第53期計算期間(2023年２月28日現在)	1,906	1,906	0.9732	0.9732
第54期計算期間(2023年８月28日現在)	1,894	1,894	1.0134	1.0134
第55期計算期間(2024年２月28日現在)	2,077	2,077	1.1690	1.1690
第56期計算期間(2024年８月28日現在)	2,158	2,158	1.2642	1.2642
2023年８月末日	1,939	－	1.0385	－
2023年９月末日	1,876	－	1.0122	－
2023年10月末日	1,784	－	0.9655	－
2023年11月末日	1,905	－	1.0364	－
2023年12月末日	1,946	－	1.0793	－
2024年１月末日	2,007	－	1.1226	－
2024年２月末日	2,071	－	1.1677	－
2024年３月末日	2,189	－	1.2405	－
2024年４月末日	2,132	－	1.2166	－
2024年５月末日	2,173	－	1.2481	－
2024年６月末日	2,175	－	1.2647	－
2024年７月末日	2,130	－	1.2449	－
2024年８月末日	2,134	－	1.2619	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第37期計算期間	0.0000
第38期計算期間	0.0000
第39期計算期間	0.0000
第40期計算期間	0.0000
第41期計算期間	0.0000
第42期計算期間	0.0000
第43期計算期間	0.0000
第44期計算期間	0.0000
第45期計算期間	0.0000
第46期計算期間	0.0000
第47期計算期間	0.0000
第48期計算期間	0.0000
第49期計算期間	0.0000
第50期計算期間	0.0000
第51期計算期間	0.0000
第52期計算期間	0.0000
第53期計算期間	0.0000
第54期計算期間	0.0000
第55期計算期間	0.0000
第56期計算期間	0.0000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第37期計算期間	7.58
第38期計算期間	△6.35
第39期計算期間	△5.82
第40期計算期間	4.74
第41期計算期間	9.92
第42期計算期間	3.73
第43期計算期間	7.48
第44期計算期間	2.38
第45期計算期間	△9.31
第46期計算期間	△8.61
第47期計算期間	1.27
第48期計算期間	6.21
第49期計算期間	11.09
第50期計算期間	18.13
第51期計算期間	0.17
第52期計算期間	△3.83
第53期計算期間	1.80
第54期計算期間	4.13
第55期計算期間	15.35
第56期計算期間	8.14

(注)収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第37期計算期間	1,232,637	327,588,564

第38期計算期間	1,168,173	242,401,937
第39期計算期間	782,694	166,941,643
第40期計算期間	951,787	112,555,777
第41期計算期間	950,437	236,571,689
第42期計算期間	1,069,447	140,353,760
第43期計算期間	2,459,361	175,062,825
第44期計算期間	2,943,421	77,527,613
第45期計算期間	1,204,821	71,637,637
第46期計算期間	1,106,411	52,564,415
第47期計算期間	2,820,484	161,454,907
第48期計算期間	2,928,831	55,248,011
第49期計算期間	1,032,764	102,636,554
第50期計算期間	4,940,605	132,243,220
第51期計算期間	1,806,817	183,376,261
第52期計算期間	2,694,506	55,751,512
第53期計算期間	757,942	45,378,798
第54期計算期間	1,073,301	90,979,350
第55期計算期間	1,387,295	93,666,409
第56期計算期間	755,660	70,403,744

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考情報)交付目論見書に記載する運用実績

2024年８月30日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産総額の推移（過去10年）

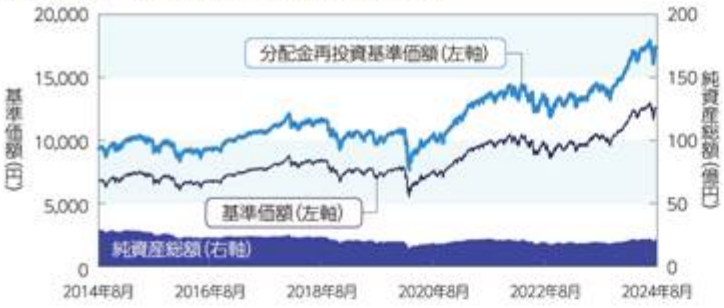

＊基準価額、分配金再投資基準価額は１万口当たり、信託報酬控除後のものです。
＊分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

基準価額	12,619円
純資産総額	2,135百万円

期間騰落率

期間	ファンド
１カ月	1.4%
３カ月	1.1%
６カ月	8.1%
１年	21.5%
３年	26.7%
５年	76.6%
設定来	74.0%

＊期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

分配の推移

（課税前／１万口当たり）

決算期	2022年８月	2023年２月	2023年８月	2024年２月	2024年８月	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	3,344円

主要な資産の状況

資産配分

	純資産比
株式	95.7%
債券	-
キャッシュ等	4.3%
外貨建資産	87.7%

＊株式には、投資信託証券などが含まれています。

株式銘柄数	238
対円ヘッジ比率	86.9%

組入株式上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種	純資産比
1	エヌビディア	アメリカ	半導体・半導体製造装置	4.3%
2	アップル	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.2%
3	マイクロソフト	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.6%
4	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	2.3%
5	アルファベット A	アメリカ	メディア・娯楽	2.3%
6	メタ・プラットフォームズ A	アメリカ	メディア・娯楽	1.9%
7	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	アメリカ	銀行	1.8%
8	バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	アメリカ	金融サービス	1.2%
9	ビストラ・コープ	アメリカ	公益事業	1.2%
10	ノバルティス	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.1%

＊国名は、発行体の国籍（所在国）などで区分しています。業種はGICS（世界産業分類基準）に準じています。ただし、業種の情報が入手できない銘柄については、委託会社の判断により独自に分類していることがあります。

年間収益率の推移

＊ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。
＊2024年は８月末までの騰落率を表示しています。

・運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
・最新の運用状況は、委託会社のホームページでご覧いただけます。

第２【管理及び運営】
１【申込（販売）手続等】

購入方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。 「自動けいぞく投資コース」をお申し込みいただく投資者は、自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）をお申し込みの販売会社との間で結んでいただきます。 なお、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の６の規定）制度の適用はありません。
購入単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。 ＊分配金の受け取り方法により、分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」と、分配金を受け取る「一般コース」の２コースがあります。 ＊「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、１口単位とします。
購入申込締切時間	・原則として、毎営業日の午後３時30分までに購入のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 ＊販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の購入申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入申し込みの受け付けを取り消すことがあります。
購入価額	購入の申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ただし、「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合の購入価額は、ファンドの各計算期間終了日の基準価額とします。
購入時手数料	購入口数、購入金額または購入代金などに応じて、購入の申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が定める3.30%（税抜き3.00%）以内の手数料率を乗じて得た額とします。 詳しくは、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
購入代金の支払い	販売会社が定める期日までにお支払いください。 ・「自動けいぞく投資コース」 ファンドの購入単位に従った投資者ご指定の金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。 なお、購入時手数料は購入代金から差し引かれます。 ・「一般コース」 購入金額に購入時手数料を加算した金額を、購入代金としてお申し込みの販売会社にお支払いいただきます。

購入の申し込みにかかる受益権の取り扱い	・購入のお申し込みを行う投資者は、販売会社に、購入申し込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振り替えを行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。 ・販売会社は、当該購入申し込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該購入申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。 ・委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。 ・受託会社は、追加信託により生じた受益権については、追加信託の都度、振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金方法	販売会社において、販売会社所定の方法でお申し込みください。
換金単位	お申し込みの販売会社にお問い合わせください。
換金申込締切時間	原則として、毎営業日の午後３時30分までに換金のお申し込みが行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを、当日の申込受付分とします。 当日の受付終了後のお申し込みは、翌営業日の申込受付分として取り扱います。 ＊販売会社によっては、より早い時間に申込締切時間を設けている場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	換金の申込受付日の翌営業日の基準価額に、0.30%の率を乗じて得た額とします。
換金代金の支払い	原則として、換金の申込受付日から起算して４営業日目から、販売会社でお支払いいたします。

換金の申し込み受け付けの中止等	・投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約のお申し込みについて、１顧客１日当たり10億円を越える換金はできません。また、別途、１顧客１日当たり10億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況などによっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える換金のお申し込みの受付時間に制限を設ける場合があります。 ・取引所などにおける取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 ・換金のお申し込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の換金のお申し込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金のお申し込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金のお申し込みを受け付けたものとして、上記「換金価額」に準じて計算された価額とします。
換金にかかる受益権の取り扱い	・換金のお申し込みを行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金のお申し込みにかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。 ・受益者が換金のお申し込みを行うときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
買取請求	買取のご請求については、お申し込みの販売会社にお問い合わせください。ただし、販売会社によっては買取の取り扱いを行わない場合があります。
償還金の支払い	原則として、信託終了日から起算して５営業日目までに、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者※に対し、販売会社でお支払いを開始いたします。 ※償還日以前において、一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で、購入代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、購入申込者とします。

＜照会先＞

上記、購入価額および換金価額に関する詳細は、以下の照会先へお問い合わせください。

◇照会先◇

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定	基準価額とは、ファンドの投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。 基準価額の算定にあたり、投資信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。 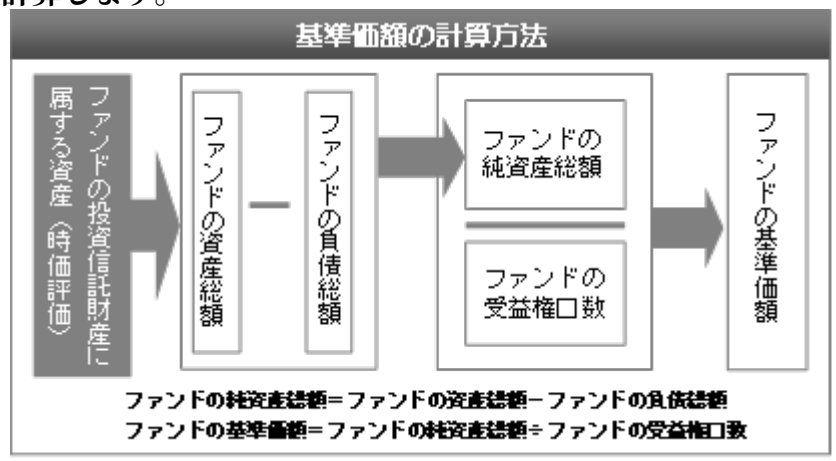
基準価額の算出頻度と公表	基準価額は委託会社の営業日に日々算出され、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に「ＧＴイン」の銘柄名で掲載されるほか、以下に照会することにより知ることができます。 なお、基準価額は便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。 ◇基準価額の照会先◇ インベスコ・アセット・マネジメント株式会社 お問い合わせダイヤル 03-6447-3100 受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで ホームページ https://www.invesco.com/jp/ja/
主な投資資産の評価方法	投資資産：株式 評価方法：原則として、金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場で評価します。 投資資産：公社債 評価方法：原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 ・金融商品取引所または外国金融商品市場などにおける最終相場 ・日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） ・金融機関の提示する価額（売気配相場は除く） ・価格情報会社の提供する価額

(2)【保管】

受益証券の保管	原則として受益証券は発行されないため、受益証券の保管に関する事項はありません。 ＊ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間	1996年８月30日から2025年８月28日までとします。 なお、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間	ファンドの計算期間は、原則として毎年３月１日から８月28日および８月29日から翌年２月28日までとします。 なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

繰上償還	・委託会社は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託期間中においてファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。 ・委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。 ・信託契約の解約は、以下の手続きで行います。 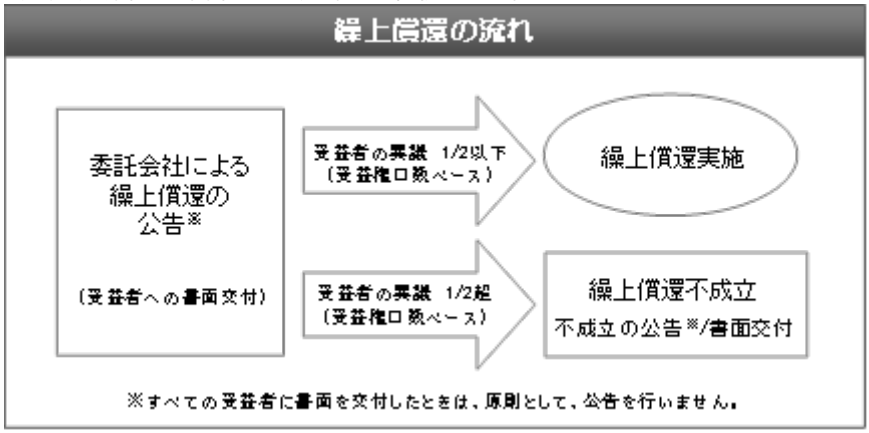 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊上記の手続きは、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議申し立てにかかる一定の期間が１カ月を下回らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。 ＊委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

信託約款の変更	・委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは受託会社と合意のうえ、ファンドの信託約款を変更することができます。 ・委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。 ・その内容が重大な信託約款の変更は、以下の手続きで行います。 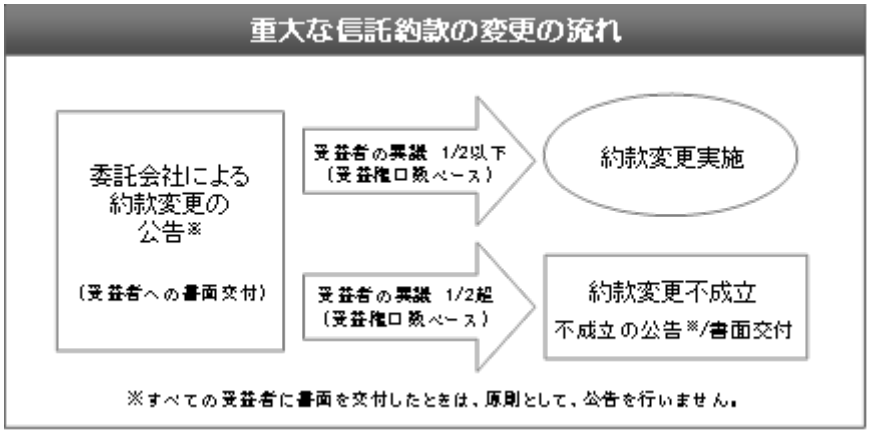 ＊公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は１カ月を下回らないものとします。 ＊委託会社は、監督官庁の命令に基づいてファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きに従います。
反対者の買取請求	委託会社が、前記「繰上償還」に規定する信託契約の解約、または「信託約款の変更」に規定する信託約款の変更（その内容が重大なもの）を行う場合において、受益者は、所定の期間内（１カ月を下回らないものとします。）に委託会社に対して異議を述べることができます。 この場合、所定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
関係会社との契約の更新等に関する手続きについて	・委託会社と販売会社との間で締結される「受益権の募集・販売等に関する契約」は、期間満了前に、委託会社、販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に１年間延長されます。自動延長後の取り扱いも同様です。 ・委託会社と運用委託先との間で締結される「運用指図に関する権限の委託契約」は、正当な理由に基づく、委託会社または運用委託先いずれかの当事者による書面による通知をもって終了します。同契約の双方の当事者により署名された書面による場合を除き、変更、放棄、免除または停止されることはありません。
運用報告書	・委託会社は、計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める運用報告書）を作成し、販売会社を通じて、知れている受益者に対して交付します。 ・委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。 ・上記にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。
公告	受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

４【受益者の権利等】

分配金に対する請求権	・受益者は、委託会社の決定した分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。 ・分配金は、毎計算期間終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・「自動けいぞく投資コース」に基づいて分配金を再投資する受益者に対しては、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し遅滞なく分配金の再投資にかかる受益権の取得申し込みに応じます。 ・受益者が、分配金の支払開始日から５年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
償還金に対する請求権	・受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。 ・償還金は、信託終了日後１カ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。 ・受益者が、償還金の支払開始日から10年間支払いを請求しないときはその権利を失い、その金額は、委託会社に帰属するものとします。
受益権の換金（解約）請求権	受益者は、受益権の換金（解約）を請求することができます。
受益権均等分割	受益者は、自己に帰属する受益権の口数に応じて、均等にファンドの受益権を保有します。
帳簿閲覧権	受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は６カ月であるため、財務諸表は６カ月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第56期計算期間（2024年２月29日から2024年８月28日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
ＧＴグローバル　インベストメント・オープン
(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第55期 (2024年２月28日現在)	第56期 (2024年８月28日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	12,911,172	9,032,759
コール・ローン	33,807,435	101,729,219
株式	2,063,289,221	2,041,602,530
投資証券	2,703,618	－
派生商品評価勘定	120,209	28,233,790
未収入金	33,900	30,510
未収配当金	1,714,478	2,134,087
未収利息	－	306
流動資産合計	2,114,580,033	2,182,763,201
資産合計	2,114,580,033	2,182,763,201
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	15,188,704	1,316,647
未払解約金	1,178,137	－
未払受託者報酬	1,062,246	1,173,833
未払委託者報酬	19,439,046	21,481,184
未払利息	92	－
その他未払費用	396,000	396,000
流動負債合計	37,264,225	24,367,664
負債合計	37,264,225	24,367,664
純資産の部		
元本等		
元本	1,777,032,379	1,707,384,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,283,429	451,011,242
（分配準備積立金）	379,574,566	526,981,184
元本等合計	2,077,315,808	2,158,395,537
純資産合計	2,077,315,808	2,158,395,537
負債純資産合計	2,114,580,033	2,182,763,201

(2)【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第55期 自 2023年８月29日 至 2024年２月28日	第56期 自 2024年２月29日 至 2024年８月28日
営業収益		
受取配当金	14,888,414	23,440,176
受取利息	24,542	38,521
有価証券売買等損益	334,497,180	207,659,772
為替差損益	△46,559,563	△40,197,256
その他収益	1	185
営業収益合計	302,850,574	190,941,398
営業費用		
支払利息	9,514	1,849
受託者報酬	1,062,246	1,173,833
委託者報酬	19,439,046	21,481,184
その他費用	1,800,714	1,780,224
営業費用合計	22,311,520	24,437,090
営業利益又は営業損失（△）	280,539,054	166,504,308
経常利益又は経常損失（△）	280,539,054	166,504,308
当期純利益又は当期純損失（△）	280,539,054	166,504,308
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	4,294,431	4,254,593
期首剰余金又は期首欠損金（△）	24,984,330	300,283,429
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,632	183,356
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,632	183,356
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,156	11,705,258
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,032,156	11,705,258
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	300,283,429	451,011,242

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第16項に規定するものをいい、以下「取引所」といいます。)及び外国金融商品市場(金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は気配相場に基づいて評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、外国金融商品市場(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第８項第３号ロに規定するものをいいます。)における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、当ファンドの計算期間末日におけるわが国の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第55期 自 2023年８月29日 至 2024年２月28日	第56期 自 2024年２月29日 至 2024年８月28日
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

第55期 (2024年２月28日現在)		第56期 (2024年８月28日現在)	
1.期首元本額	1,869,311,493円	1.期首元本額	1,777,032,379円
期中追加設定元本額	1,387,295円	期中追加設定元本額	755,660円
期中解約元本額	93,666,409円	期中解約元本額	70,403,744円

2.計算期間末日における受益権の総数 1,777,032,379口	2.計算期間末日における受益権の総数 1,707,384,295口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第55期 自 2023年８月29日 至 2024年２月28日	第56期 自 2024年２月29日 至 2024年８月28日
1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 委託者が受ける報酬（委託者報酬のうち、販売会社へ支払う報酬を除いた金額）の40%の金額を、当該報酬の中から支払っています。 2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(13,788,781円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(18,309,792円)、信託約款に規定される収益調整金(8,046,080円)及び分配準備積立金(347,475,993円)より分配対象収益は387,620,646円(１万口当たり2,181.25円)ですが、分配を行っておりません。	1.投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左 2.分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(20,305,866円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(141,943,849円)、信託約款に規定される収益調整金(7,890,386円)及び分配準備積立金(364,731,469円)より分配対象収益は534,871,570円(１万口当たり3,132.67円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

1.金融商品に対する取組方針	**証券投資信託として、有価証券等の金融商品に対する投資を、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い行っております。**
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	**当ファンドは、国内外の株式・債券を主要投資対象としております。** **国内外の株式・債券は、株式の価格変動リスク、債券の価格変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、為替変動リスク、流動性リスク等にさらされています。** **また、当ファンドは、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動により価値の変動が生ずることもありますが、取引の利用目的を為替ヘッジ目的、円貨確定目的に限定しているため当ファンドに対して重大な影響をおよぼすものではありません。また、当ファンドが利用している為替予約取引の相手方は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと認識しております。**
3.金融商品に係るリスク管理体制	**取締役会で定めたリスク管理の基本方針、及びリスク管理規程に従い、包括的なリスク管理を「リスク管理委員会」(以下「RMC」といいます。)で行います。RMCは、社内各部署から報告された各種リスクを検討、協議し、具体的なリスク管理方針を策定します。** **RMCでは、分会として「運用リスク管理委員会」（以下「IRMC」といいます。）を開催し、運用リスクの管理を行います。IRMCは、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議して、その結果をRMCへ報告します。**

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項　目	第55期 (2024年２月28日現在)	第56期 (2024年８月28日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項の補足事項	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種　類	第55期 (2024年２月28日現在)	第56期 (2024年８月28日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
株　式	302,904,358	176,433,634
投資証券	122,113	－
合　計	303,026,471	176,433,634

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

第55期(2024年２月28日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　　建				
アメリカドル	22,421,551	－	22,517,895	96,344
カナダドル	1,107,943	－	1,109,962	2,019
イギリスポンド	1,882,020	－	1,903,866	21,846
売　　建				
アメリカドル	1,363,245,454	－	1,374,022,378	△10,776,924
カナダドル	47,057,955	－	47,173,385	△115,430
ユーロ	212,604,014	－	215,845,282	△3,241,268
イギリスポンド	39,569,334	－	39,981,186	△411,852
スイスフラン	27,968,986	－	28,223,415	△254,429
デンマーククローネ	25,298,344	－	25,687,145	△388,801
合　　計	1,741,155,601	－	1,756,464,514	△15,068,495

第56期(2024年８月28日現在)

種　　類	契約額等(円)	うち１年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買　　建				
ユーロ	56,529,458	－	56,340,445	△189,013
売　　建				
アメリカドル	1,366,729,504	－	1,338,644,790	28,084,714
カナダドル	50,322,289	－	50,344,567	△22,278
ユーロ	225,240,794	－	225,361,780	△120,986
イギリスポンド	19,390,398	－	19,655,273	△264,875
スイスフラン	51,005,703	－	51,371,280	△365,577
デンマーククローネ	30,166,785	－	30,213,260	△46,475
オーストラリアドル	23,786,904	－	23,945,271	△158,367
合　　計	1,823,171,835	－	1,795,876,666	26,917,143

(注)時価の算定方法

為替予約の時価

(1)当計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

①同計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
②同計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。
イ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
ロ)同計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
(2)同計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
(3)上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第55期 自 2023年８月29日 至 2024年２月28日	第56期 自 2024年２月29日 至 2024年８月28日
該当事項はありません。	同左

(１口当たり情報に関する注記)

第55期 (2024年２月28日現在)	第56期 (2024年８月28日現在)
１口当たり純資産額　1.1690円 (１万口当たり純資産額　11,690円)	１口当たり純資産額　1.2642円 (１万口当たり純資産額　12,642円)

(4)【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①株式

(2024年８月28日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	ＩＮＰＥＸ	1,000	2,163.00	2,163,000	
	積水ハウス	1,800	3,717.00	6,690,600	
	日本たばこ産業	1,200	4,199.00	5,038,800	
	積水化学工業	1,100	2,215.00	2,436,500	
	花王	400	6,501.00	2,600,400	
	塩野義製薬	900	6,690.00	6,021,000	
	参天製薬	1,700	1,856.00	3,155,200	
	大塚ホールディングス	800	8,639.00	6,911,200	
	日本碍子	1,300	1,926.00	2,503,800	
	神戸製鋼所	1,600	1,766.00	2,825,600	
	ＪＦＥホールディングス	1,700	1,980.50	3,366,850	
	アマダ	2,200	1,492.00	3,282,400	
	マキタ	600	4,755.00	2,853,000	
	日立製作所	3,500	3,455.00	12,092,500	
	ＳＣＲＥＥＮホールディングス	200	11,085.00	2,217,000	
	キヤノン	900	5,014.00	4,512,600	
	東京エレクトロン	200	26,190.00	5,238,000	
	本田技研工業	2,000	1,572.00	3,144,000	
	ＳＵＢＡＲＵ	2,600	2,729.00	7,095,400	
	アシックス	1,200	2,722.00	3,266,400	
	西日本旅客鉄道	1,500	2,788.50	4,182,750	
	東海旅客鉄道	1,500	3,382.00	5,073,000	
	ＮＩＰＰＯＮ　ＥＸＰＲＥＳＳホールディン	300	7,465.00	2,239,500	
	日本郵船	1,000	5,086.00	5,086,000	
	ソフトバンク	1,700	2,038.00	3,464,600	
	双日	1,700	3,404.00	5,786,800	
	伊藤忠商事	500	7,317.00	3,658,500	
	豊田通商	1,800	2,710.50	4,878,900	
	三井物産	800	3,022.00	2,417,600	
	住友商事	1,000	3,378.00	3,378,000	
	ゆうちょ銀行	2,600	1,385.50	3,602,300	
	三井住友フィナンシャルグループ	1,000	9,604.00	9,604,000	
	みずほフィナンシャルグループ	3,900	3,016.00	11,762,400	
	大和証券グループ本社	3,200	1,062.50	3,400,000	

	野村ホールディングス	14,500	836.80	12,133,600	
	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	800	3,298.00	2,638,400	
	三菱ＨＣキャピタル	1,800	1,046.50	1,883,700	
	日本郵政	4,600	1,422.00	6,541,200	
	日本円小計	71,100		179,145,500	
アメリカドル	APA	328	28.43	9,325.04	
	BAKER HUGHES	2,904	35.40	102,801.60	
	CONOCOPHILLIPS	589	112.43	66,221.27	
	DEVON ENERGY	384	44.65	17,145.60	
	EOG RESOURCES	310	128.56	39,853.60	
	EXXON MOBIL	387	117.68	45,542.16	
	HALLIBURTON	710	31.62	22,450.20	
	HF SINCLAIR	1,026	47.28	48,509.28	
	KINDER MORGAN	1,372	21.39	29,347.08	
	MARATHON PETROLEUM	434	169.89	73,732.26	
	OVINTIV	344	43.24	14,874.56	
	SCHLUMBERGER	871	45.04	39,229.84	
	TECHNIPFMC	665	26.82	17,835.30	
	VALERO ENERGY	153	140.93	21,562.29	
	BERRY GLOBAL	457	67.19	30,705.83	
	CLEVELAND-CLIFFS	1,794	14.05	25,205.70	
	ECOLAB	259	248.65	64,400.35	
	FREEPORT-MCMORAN	475	45.23	21,484.25	
	LYONDELLBASELL INDUSTRIES-A	154	97.71	15,047.34	
	NUCOR	179	150.37	26,916.23	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	165	204.91	33,810.15	
	STEEL DYNAMICS	318	121.41	38,608.38	
	3M	291	131.40	38,237.40	
	AECOM	149	101.66	15,147.34	
	AERCAP HOLDINGS	395	94.50	37,327.50	
	BUILDERS FIRSTSOURCE	141	174.62	24,621.42	
	CARLISLE COS	148	416.41	61,628.68	
	CATERPILLAR	150	351.12	52,668.00	
	EMCOR GROUP	262	380.87	99,787.94	
	FERGUSON ENTERPRISES	58	209.00	12,122.00	
	LOCKHEED MARTIN	31	560.41	17,372.71	
	MASCO	531	79.05	41,975.55	
	OWENS CORNING	555	167.22	92,807.10	
	PACCAR	635	94.36	59,918.60	
	RTX	457	119.49	54,606.93	
	TRANE TECHNOLOGIES	163	352.56	57,467.28	
	UNITED RENTALS	58	736.45	42,714.10	

	VERTIV HOLDINGS	244	80.21	19,571.24	
	WABTEC	433	164.81	71,362.73	
	LEIDOS HOLDINGS	485	156.06	75,689.10	
	CSX	469	33.58	15,749.02	
	EXPEDITORS INTERNATIONAL OF WASHINGTON	360	122.30	44,028.00	
	FEDEX	260	294.90	76,674.00	
	UNION PACIFIC	339	250.35	84,868.65	
	UNITED AIRLINES	249	42.14	10,492.86	
	GENERAL MOTORS	2,631	49.25	129,576.75	
	PULTEGROUP	76	131.58	10,000.08	
	TOLL BROTHERS	500	143.74	71,870.00	
	BOOKING HOLDINGS	28	3,881.45	108,680.60	
	EXPEDIA GROUP	345	140.80	48,576.00	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES	215	169.02	36,339.30	
	TEXAS ROADHOUSE	103	169.01	17,408.03	
	ALPHABET INC-CL A	2,098	164.68	345,498.64	
	COMCAST-A	610	40.24	24,546.40	
	META PLATFORMS-A	534	519.10	277,199.40	
	NETFLIX	54	695.72	37,568.88	
	SPOTIFY TECHNOLOGY	51	339.47	17,312.97	
	WALT DISNEY	200	90.90	18,180.00	
	AMAZON.COM	1,972	173.12	341,392.64	
	BATH & BODY WORKS	323	34.72	11,214.56	
	DICK'S SPORTING GOODS	86	236.30	20,321.80	
	EBAY	1,046	59.37	62,101.02	
	HOME DEPOT	52	373.18	19,405.36	
	ROSS STORES	470	153.33	72,065.10	
	TJX COMPANIES	422	120.06	50,665.32	
	WILLIAMS-SONOMA	542	134.33	72,806.86	
	TARGET	421	158.68	66,804.28	
	US FOODS HOLDING	890	58.60	52,154.00	
	WALMART	1,090	76.13	82,981.70	
	ALTRIA GROUP	1,717	53.01	91,018.17	
	BUNGE GLOBAL	311	100.32	31,199.52	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	745	79.99	59,592.55	
	MOLSON COORS BEVERAGE-B	534	53.55	28,595.70	
	COLGATE-PALMOLIVE	321	105.92	34,000.32	
	CARDINAL HEALTH	500	110.08	55,040.00	
	CENCORA	331	233.50	77,288.50	
	CENTENE	752	78.00	58,656.00	
	DAVITA INC	578	154.85	89,503.30	

	ENCOMPASS HEALTH	634	91.29	57,877.86	
	HCA HEALTHCARE	188	390.18	73,353.84	
	MCKESSON	94	550.72	51,767.68	
	TENET HEALTHCARE	747	163.87	122,410.89	
	THE CIGNA GROUP	251	353.89	88,826.39	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	129	235.36	30,361.44	
	ABBVIE	148	195.92	28,996.16	
	ELI LILLY & CO	38	954.48	36,270.24	
	JAZZ PHARMACEUTICALS	114	114.82	13,089.48	
	JOHNSON & JOHNSON	461	162.95	75,119.95	
	MEDPACE HOLDINGS	106	383.36	40,636.16	
	MERCK	291	116.50	33,901.50	
	VIATRIS	4,703	11.69	54,978.07	
	BANK OF AMERICA	1,501	39.67	59,544.67	
	CITIGROUP	2,078	61.68	128,171.04	
	JPMORGAN CHASE & CO	1,182	220.18	260,252.76	
	WELLS FARGO	1,530	56.26	86,077.80	
	AMERICAN EXPRESS	120	255.03	30,603.60	
	BANK OF NEW YORK MELLON	2,686	67.21	180,526.06	
	BERKSHIRE HATHAWAY-B	236	460.63	108,708.68	
	CAPITAL ONE FINANCIAL	139	142.38	19,790.82	
	COREBRIDGE FINANCIAL	1,112	28.87	32,103.44	
	EQUITABLE	395	41.95	16,570.25	
	FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	223	81.53	18,181.19	
	GOLDMAN SACHS GROUP	82	507.26	41,595.32	
	SYNCHRONY FINANCIAL	886	48.81	43,245.66	
	ALLSTATE	298	185.14	55,171.72	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	568	74.43	42,276.24	
	ARCH CAPITAL GROUP	190	110.68	21,029.20	
	ASSURANT	459	194.10	89,091.90	
	HARTFORD FINANCIAL SERVICES GROUP	232	113.46	26,322.72	
	LOEWS	405	80.67	32,671.35	
	PROGRESSIVE	336	245.57	82,511.52	
	PRUDENTIAL FINANCIAL	404	117.92	47,639.68	
	REINSURANCE GROUP OF AMERICA	85	211.74	17,997.90	
	APPLOVIN-A	1,242	90.30	112,152.60	
	DOCUSIGN	1,263	58.46	73,834.98	
	GODADDY-A	411	164.72	67,699.92	
	INTL BUSINESS MACHINES	322	198.73	63,991.06	
	MICROSOFT	1,290	413.84	533,853.60	

	SALESFORCE	140	264.20	36,988.00	
	AMPHENOL-A	276	66.52	18,359.52	
	APPLE	2,681	228.03	611,348.43	
	DELL TECHNOLOGIES	513	111.86	57,384.18	
	F5	214	199.71	42,737.94	
	MOTOROLA SOLUTIONS	265	432.36	114,575.40	
	NETAPP	882	133.12	117,411.84	
	TD SYNNEX	201	122.34	24,590.34	
	AT & T	926	19.65	18,195.90	
	NRG ENERGY	784	83.60	65,542.40	
	VISTRA	2,053	84.59	173,663.27	
	APPLIED MATERIALS	592	195.77	115,895.84	
	BROADCOM	730	161.39	117,814.70	
	KLA	60	812.79	48,767.40	
	LAM RESEARCH	105	820.44	86,146.20	
	MICRON TECHNOLOGY	132	97.86	12,917.52	
	NVIDIA	5,357	128.30	687,303.10	
	NXP SEMICONDUCTORS	96	252.73	24,262.08	
	QORVO	235	113.67	26,712.45	
	QUALCOMM	961	173.93	167,146.73	
	アメリカドル小計	86,471		9,997,978.79	
				(1,442,408,400)	
カナダドル	PEMBINA PIPELINE	1,094	54.05	59,130.70	
	SUNCOR ENERGY	1,516	54.90	83,228.40	
	STANTEC	139	112.61	15,652.79	
	GEORGE WESTON	134	220.38	29,530.92	
	CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	2,615	74.12	193,823.80	
	ROYAL BANK OF CANADA	325	156.57	50,885.25	
	FAIRFAX FINANCIAL HOLDINGS	27	1,605.00	43,335.00	
	MANULIFE FINANCIAL	1,179	36.84	43,434.36	
	カナダドル小計	7,029		519,021.22	
				(55,696,167)	
ユーロ	OMV	938	39.44	36,994.72	
	REPSOL	3,479	12.63	43,957.16	
	HEIDELBERG MATERIALS	601	94.00	56,494.00	
	ACS ACTIVIDADES DE CONSTRUCCION Y SERV	436	40.56	17,684.16	
	BOUYGUES	341	31.97	10,901.77	
	EIFFAGE	455	94.08	42,806.40	
	VINCI	341	106.65	36,367.65	
	WARTSILA	1,644	19.34	31,794.96	
	AENA SME	195	179.50	35,002.50	

	MICHELIN (CGDE)	463	35.56	16,464.28	
	STELLANTIS	2,060	15.02	30,941.20	
	ADIDAS	74	223.70	16,553.80	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	1,124	30.62	34,416.88	
	DANONE	1,023	61.48	62,894.04	
	HENKEL-VORZUG	204	81.70	16,666.80	
	FRESENIUS	431	33.23	14,322.13	
	KONINKLIJKE PHILIPS	910	26.94	24,515.40	
	BANCO SANTANDER	6,222	4.43	27,603.90	
	CREDIT AGRICOLE	2,221	13.72	30,472.12	
	ERSTE GROUP BANK	580	48.70	28,246.00	
	INTESA SANPAOLO	18,987	3.70	70,251.90	
	UNICREDIT	1,661	36.48	60,601.58	
	DEUTSCHE BANK-REG	943	14.69	13,860.21	
	EXOR NV	289	99.15	28,654.35	
	ALLIANZ-REG	113	276.30	31,221.90	
	GENERALI	2,727	24.30	66,266.10	
	MUENCHENER RUECKVERSICHERUNGS-REG	139	481.50	66,928.50	
	NN GROUP	1,101	43.81	48,234.81	
	TALANX	321	77.70	24,941.70	
	E.ON	1,788	12.70	22,716.54	
	ENGIE	2,585	15.66	40,481.10	
	ASM INTERNATIONAL	24	593.00	14,232.00	
	ASML HOLDING	67	794.20	53,211.40	
	ユーロ小計	54,487		1,156,701.96 (186,483,489)	
イギリスポンド	SHELL PLC-NEW	1,939	27.25	52,837.75	
	GLENCORE	6,437	4.10	26,423.88	
	UNILEVER	286	48.41	13,845.26	
	ASTRAZENECA	132	131.58	17,368.56	
	GSK	3,597	16.18	58,199.46	
	NATWEST GROUP	5,917	3.49	20,673.99	
	AVIVA	11,840	4.98	58,963.20	
	イギリスポンド小計	30,148		248,312.10 (47,487,206)	
スイスフラン	GIVAUDAN	11	4,198.00	46,178.00	
	HOLCIM	1,701	80.64	137,168.64	
	NOVARTIS	1,378	100.76	138,847.28	
	スイスフラン小計	3,090		322,193.92 (55,198,262)	
スウェーデンクローネ	SKF-B	1,132	190.45	215,589.40	
	TRELLEBORG AB-B SHS	1,213	391.80	475,253.40	

	VOLVO-B	1,792	266.20	477,030.40	
	スウェーデンクローネ小計	4,137		1,167,873.20 (16,595,478)	
ノルウェークローネ	EQUINOR	634	285.35	180,911.90	
	ノルウェークローネ小計	634		180,911.90 (2,496,584)	
デンマーククローネ	ROCKWOOL -B	70	2,894.00	202,580.00	
	A P MOLLER - MAERSK-B	10	10,380.00	103,800.00	
	PANDORA	530	1,156.50	612,945.00	
	NOVO NORDISK A/S-B	268	904.10	242,298.80	
	DANSKE BANK	1,274	206.10	262,571.40	
	デンマーククローネ小計	2,152		1,424,195.20 (30,776,858)	
オーストラリアドル	BHP GROUP	5,747	41.35	237,638.45	
	SOUTH32	6,737	3.10	20,884.70	
	オーストラリアドル小計	12,484		258,523.15 (25,314,586)	
	合計	271,732		2,041,602,530 (1,862,457,030)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の(　)内は、邦貨換算額であります。
2.合計金額欄の(　)内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書きであります。
3.通貨の表示は、邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。
4.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
アメリカドル	株式　138銘柄	100.00%	77.46%
カナダドル	株式　８銘柄	100.00%	2.99%
ユーロ	株式　33銘柄	100.00%	10.01%
イギリスポンド	株式　７銘柄	100.00%	2.55%
スイスフラン	株式　３銘柄	100.00%	2.96%
スウェーデンクローネ	株式　３銘柄	100.00%	0.89%
ノルウェークローネ	株式　１銘柄	100.00%	0.13%
デンマーククローネ	株式　５銘柄	100.00%	1.65%
オーストラリアドル	株式　２銘柄	100.00%	1.36%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2024年８月30日現在)

Ⅰ　資産総額	2,136,397,953 円
Ⅱ　負債総額	1,671,739 円
Ⅲ　純資産総額(Ⅰ－Ⅱ)	2,134,726,214 円
Ⅳ　発行済数量	1,691,717,369 口
Ⅴ　１単位当たり純資産額(Ⅲ／Ⅳ)	1.2619 円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

名義書換	該当事項はありません。
受益者等に対する特典	該当事項はありません。
譲渡制限の内容	譲渡制限は設けておりません。
受益証券の不発行	委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。 受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
受益権の譲渡	①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。 ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
受益権の譲渡の対抗要件	受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
受益権の再分割	委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
質権口記載または記録の受益権の取り扱い	振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、換金の申し込みの受け付け、換金代金および償還金の支払いなどについては、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令などに従って取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年８月末 現在の状況	資本金：4,000百万円 発行可能株式総数：56,400株 発行済株式総数：40,000株
直近５カ年における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2)委託会社等の機構

①組織図

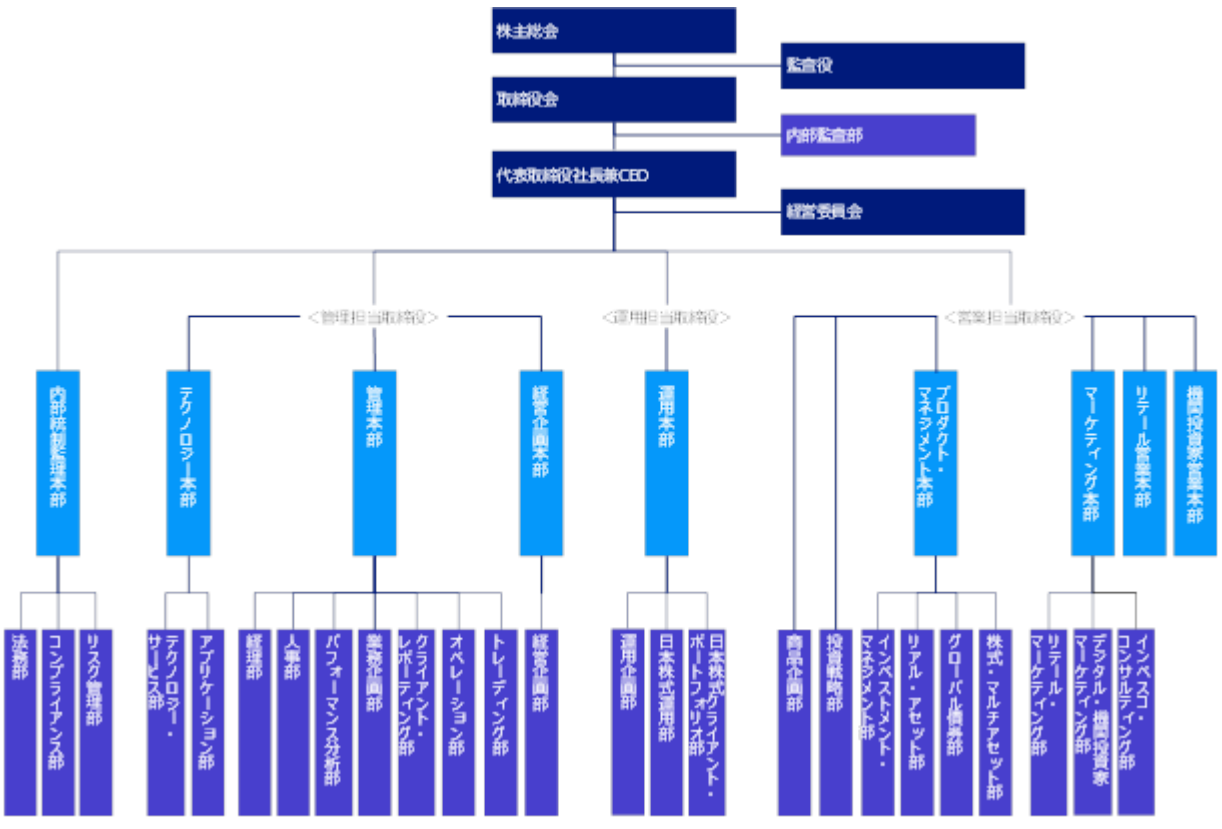

◆上記組織図における組織名称などは、2024年８月末現在のものであり、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。

②会社の意思決定機構

取締役会	取締役の全員をもって構成される取締役会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として四半期ごとに開催されます。 取締役会は、経営管理全般に関する重要な事項について、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決議します。
代表取締役社長兼CEO	代表取締役社長兼CEOは、委託会社の全般的な業務執行の最高責任者として、取締役会で決議された事項または委任を受けた事項の遂行に対し、権限と責任を有します。
経営委員会	取締役等から構成される経営委員会は、代表取締役社長兼CEOを議長とし、原則として隔月で開催されます。 経営委員会は、取締役会で決定した基本方針に基づき、取締役会から委譲を受けた権限の範囲内において、経営管理全般に関する重要な事項を協議・決定します。

③投資運用に関する意思決定プロセス

Plan（計画）	基本的な運用方針は、投資戦略委員会（原則、月次で開催）で分析・討議された投資環境を踏まえ、銘柄検討会議およびポートフォリオ構築/戦略会議（原則、週次あるいは日次で開催）を経て決定されます。
Do（実行）	運用部門のポートフォリオ・マネジャーは、上記の委員会または運用会議の討議内容等を踏まえ、運用計画書を策定し、運用本部長の承認を受け、運用ガイドライン、運用基本方針および運用計画書に従って、ポートフォリオを構築します。
See（検証）	運用リスク管理委員会(原則、月次で開催)は、リスク管理委員会(原則、四半期毎で開催)の分会として、定量的なリスク計測結果をもとに、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。 また、運用本部から独立したコンプライアンス部が、常時、関連法令および運用ガイドラインなどの遵守状況をチェックし、運用の信頼性・安定性の確保を図ります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容	「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。 また「金融商品取引法」に定める投資助言業および第二種金融商品取引業を行っています。
運用する投資信託財産の合計純資産総額	(2024年８月30日現在)

基本的性格	ファンド数	純資産総額(単位：百万円)
株式投資信託	121	7,928,414
公社債投資信託	2	911
合計	123	7,929,326

＊ファンド数および純資産総額は、親投資信託を除きます。

３【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

また、当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間会計期間（自　2024年１月１日　至　2024年６月30日）の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科目	前事業年度（2022年12月31日） 内訳	前事業年度（2022年12月31日） 金額	当事業年度（2023年12月31日） 内訳	当事業年度（2023年12月31日） 金額
（資産の部）				
流動資産				
預金		3,236,636		5,730,905
前払費用		108,908		113,218
未収入金		491,010		414,880
未収委託者報酬		760,616		1,015,841
未収運用受託報酬		761,870		762,007
未収投資助言報酬		17,791		14,171
短期貸付金　※１		1,500,000		1,500,000
その他の流動資産		2,758		156
流動資産計		6,879,592		9,551,181
固定資産				
有形固定資産　※２				
建物附属設備	85,342		67,504	
器具備品	45,740		38,000	
建設仮勘定	9,676		41,805	
リース資産	2,313	143,073	―	147,310
無形固定資産				
ソフトウェア	58,599		42,604	
ソフトウェア仮勘定	161		1,332	
電話加入権	5,932		6,128	
のれん	187,339		162,360	
顧客関連資産	1,004,224	1,256,257	870,327	1,082,753
投資その他の資産				
投資有価証券	3,341		5,097	
差入保証金	379,954		380,572	
繰延税金資産	544,593		592,754	
その他の投資	1,928	929,817	2,880	981,305
固定資産計		2,329,148		2,211,369
資産合計		9,208,740		11,762,550

（単位：千円）

科目	前事業年度（2022年12月31日） 内訳	前事業年度（2022年12月31日） 金額	当事業年度（2023年12月31日） 内訳	当事業年度（2023年12月31日） 金額
（負債の部）				
流動負債				
預り金		41,063		46,672
リース債務		2,554		－
未払金				
未払償還金	57		57	
未払手数料	185,551		298,505	
その他未払金	445,853	631,463	1,163,384	1,461,948
未払費用		283,683		264,782
未払法人税等		32,144		510,920
未払消費税等		75,514		414,783
賞与引当金		1,238,496		1,393,359
その他の流動負債		25,883		27,248
流動負債計		2,330,803		4,119,715
固定負債				
長期預り金		117,535		117,535
退職給付引当金		809,385		832,963
役員退職慰労引当金		101,666		86,260
資産除去債務		124,634		124,583
固定負債計		1,153,222		1,161,342
負債合計		3,484,025		5,281,057
（純資産の部）				
株主資本				
資本金		4,000,000		4,000,000
資本剰余金				
資本準備金	1,406,953	1,406,953	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953		1,406,953
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金	316,191	316,191	1,072,958	1,072,958
利益剰余金合計		316,191		1,072,958
株主資本合計		5,723,144		6,479,912
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		1,570		1,581
評価・換算差額等合計		1,570		1,581
純資産合計		5,724,715		6,481,493
負債・純資産合計		9,208,740		11,762,550

(2)【損益計算書】

（単位：千円）

科目	前事業年度 (自　2022年1月1日 至　2022年12月31日) 内訳	前事業年度 (自　2022年1月1日 至　2022年12月31日) 金額	当事業年度 (自　2023年1月1日 至　2023年12月31日) 内訳	当事業年度 (自　2023年1月1日 至　2023年12月31日) 金額
営業収益				
委託者報酬		5,087,840		12,944,207
運用受託報酬		3,044,397		2,900,872
投資助言報酬		128,504		83,105
その他営業収益		2,530,984		2,555,477
営業収益計		10,791,727		18,483,663
営業費用				
支払手数料		2,035,648		6,019,715
広告宣伝費		116,378		158,817
調査費				
調査費	447,375		439,585	
委託調査費	1,328,152		2,898,337	
図書費	2,491	1,778,018	2,299	3,340,222
委託計算費		359,575		419,265
営業雑経費				
通信費	9,656		9,936	
印刷費	82,712		77,679	
協会費	19,462	111,831	21,904	109,520
営業費用計		4,401,453		10,047,542
一般管理費				
給料				
役員報酬	99,143		100,661	
給料・手当	1,651,850		1,662,544	
賞与	230,603	1,981,597	248,965	2,012,171
交際費		12,364		30,154
寄付金		1,374		1,180
旅費交通費		26,017		83,728
租税公課		86,587		101,444
不動産賃借料		338,267		328,108
退職給付費用		207,070		233,306
役員退職慰労引当金繰入額		12,524		14,442
賞与引当金繰入額		1,247,619		1,429,354
減価償却費		235,413		225,940
福利厚生費		231,895		242,172
諸経費		1,669,020		2,573,988
一般管理費計		6,049,753		7,275,991
営業利益		340,520		1,160,129

（単位：千円）

科目	前事業年度 （自　2022年1月1日 至　2022年12月31日） 内訳	金額	当事業年度 （自　2023年1月1日 至　2023年12月31日） 内訳	金額
営業外収益				
受取利息　※１		38,472		30,416
保険配当金		5,314		5,243
ヘッジコスト配賦利益		―		38,939
雑益		120		168
営業外収益計		43,906		74,768
営業外費用				
支払利息		10		2
為替換算差損		26,420		9,811
固定資産除却損		794		125
ヘッジコスト配賦損失		56,044		―
営業外費用計		83,270		9,939
経常利益		301,157		1,224,958
税引前当期純利益		301,157		1,224,958
法人税、住民税及び事業税		111,475		516,357
法人税等調整額		79,877		△48,166
法人税等計		191,352		468,191
当期純利益		109,805		756,767

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2022年1月1日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,206,386	1,206,386	6,613,339
当期変動額						
当期純利益				109,805	109,805	109,805
剰余金の配当				△1,000,000	△1,000,000	△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	－	－	－	△890,194	△890,194	△890,194
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,650	1,650	6,614,989
当期変動額			
当期純利益			109,805
剰余金の配当			△1,000,000
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	△79	△79	△79
当期変動額合計（千円）	△79	△79	△890,274
当期末残高	1,570	1,570	5,724,715

当事業年度（自　2023年1月1日　至　2023年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	316,191	316,191	5,723,144
当期変動額						
当期純利益				756,767	756,767	756,767
剰余金の配当				－	－	－
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）						
当期変動額合計（千円）	－	－	－	756,767	756,767	756,767
当期末残高	4,000,000	1,406,953	1,406,953	1,072,958	1,072,958	6,479,912

（単位：千円）

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,570	1,570	5,724,715
当期変動額			
当期純利益			756,767
剰余金の配当			－
株主資本以外の項目の当期の変動額（純額）	10	10	10
当期変動額合計（千円）	10	10	756,778
当期末残高	1,581	1,581	6,481,493

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、資産除去債務に係る建物附属設備及び2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備　5～18年

器具備品　　3～15年

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は20年であります。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当事業年度末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当事業年度末における要支給額を計上しております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差益又は為替換算差損として処理しております。

５．収益及び費用の計上基準

当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

（１）委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬

運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬

成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

（５）その他営業収益

その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（会計方針の変更）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」といいます。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、時価算定会計基準適用指針の適用による当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

（貸借対照表関係）

※１ 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
短期貸付金	1,500,000	1,500,000

※２ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	496,099	516,866

（損益計算書関係）

※１ 関係会社に対する収益及び費用

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)	当事業年度 (自　2023年１月１日 至　2023年12月31日)
受取利息	38,472	30,416

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	基準日	効力発生日
2022年３月30日	普通株式	1,000	2021年12月31日	2022年３月31日

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	40,000	―	―	40,000

２．配当に関する事項

（１）配当金支払額

該当事項はありません。

（２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

（リース取引関係）

１．オペレーティング・リース取引

（借主側）
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
1年内	249,762	249,762
1年超	666,032	416,270
合計	915,794	666,032

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、主に投資助言・代理業及び投資運用業を行っており、資金計画に照らして、必要な資金（主にグループ本社より資本増資）を調達しております。デリバティブ等の投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

国内の未収入金に関しては、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、国外拠点に対する外貨建ての債権債務に関しては、各月末から次月精算までの短期為替変動によるリスクに晒されております。また、投資有価証券は、主に投資信託であり、当社の投資信託設定のための小額資金投資で売買目的ではありません。未収入金等については、定期的に残高、期日を適切に把握する体制を整えております。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,341	3,341	－
差入保証金	379,954	372,816	△7,137
資産計	383,295	376,158	△7,137
長期預り金	(117,535)	(115,252)	2,282
負債計	(117,535)	(115,252)	2,282

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	5,097	5,097	－
差入保証金	380,572	377,168	△3,403
資産計	385,670	382,266	△3,403
長期預り金	(117,535)	(116,446)	1,088
負債計	(117,535)	(116,446)	1,088

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

該当ありません。

なお、（金融商品関係）の「２．金融商品の時価等に関する事項」に記載の「投資有価証券」は、投資信託受益証券であり、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）第26項の経過措置を適用しており、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」第５－２項の注記を行っておりません。

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	5,097	-	5,097
資産計	-	5,097	-	5,097

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	372,816	-	372,816
資産計	-	372,816	-	372,816
長期預り金	-	(115,252)	-	(115,252)
負債計	-	(115,252)	-	(115,252)

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	377,168	-	377,168
資産計	-	377,168	-	377,168
長期預り金	-	(116,446)	-	(116,446)
負債計	-	(116,446)	-	(116,446)

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

当事業年度末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル１には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル２に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2022年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	3,236,636	―	―
(2)未収入金	491,010	―	―
(3)未収委託者報酬	760,616	―	―
(4)未収運用受託報酬	761,870	―	―
(5)未収投資助言報酬	17,791	―	―
(6)短期貸付金	1,500,000	―	―
(7)差入保証金	―	379,954	―
合計	6,767,925	379,954	―

当事業年度（2023年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 10年以内	10年超
(1)預金	5,730,905	―	―
(2)未収入金	414,880	―	―
(3)未収委託者報酬	1,015,841	―	―
(4)未収運用受託報酬	762,007	―	―
(5)未収投資助言報酬	14,171	―	―
(6)短期貸付金	1,500,000	―	―
(7)差入保証金	―	380,572	―
合計	9,437,806	380,572	―

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2022年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,077	3,341	2,264
小計	1,077	3,341	2,264
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,077	3,341	2,264

当事業年度（2023年12月31日）

（単位：千円）

	取得原価	貸借対照表日における貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	2,818	5,097	2,279
小計	2,818	5,097	2,279
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	2,818	5,097	2,279

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）
前事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）
当事業年度におけるその他有価証券の売却はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	805,942
退職給付費用	172,579
退職給付の支払額	△122,657
その他の未払金への振替額	△46,478
退職給付引当金の期末残高	809,385

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	前事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	172,579

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）において、34,490千円であります。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	当事業年度 (2023年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	809,385
退職給付費用	199,811
退職給付の支払額	△143,859
その他の未払金への振替額	△32,373
退職給付引当金の期末残高	832,963

（２）退職給付に関連する損益

(単位：千円)

	当事業年度 (自　2023年１月１日 至　2023年12月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	199,811

３．確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）において、33,495千円であります。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年12月31日)	当事業年度 (2023年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	379,227	426,646
未払費用	37,043	30,718
未払退職金	29,464	33,198
株式報酬費用	79,237	57,767
退職給付引当金	247,833	255,053
役員退職給付引当金	31,130	26,412
資産除去債務	38,163	38,147
その他	29,934	52,119
繰延税金資産小計	872,035	920,063
評価性引当額	△317,127	△319,613
繰延税金資産合計	554,908	600,450
繰延税金負債		
資産除去債務	△9,621	△6,997
その他有価証券評価差額金	△693	△697
繰延税金負債合計	△10,315	△7,695
繰延税金資産（負債）の純額	544,593	592,754

２．　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2022年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	26.9%
住民税均等割等	1.2%
評価性引当額の増減額	1.6%
過年度法人税等調整額	0.7%
その他	2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.5%

当事業年度（2023年12月31日）

法定実効税率	30.6%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.3%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額の増減額	0.2%
過年度法人税等調整額	0.1%
その他	0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.2%

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借取引に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5年と見積り、割引率は△0.12%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当該資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	前事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)	当事業年度 (自　2023年１月１日 至　2023年12月31日)
当期首残高	124,686	124,634
時の経過による調整額	△51	△51
当期末残高	124,634	124,583

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	5,087,840	2,786,700	128,504	2,530,984	10,534,030
成功報酬	―	257,697	―	―	257,697
合計	5,087,840	3,044,397	128,504	2,530,984	10,791,727

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	12,944,207	2,769,240	83,105	2,555,477	18,352,030
成功報酬	―	131,632	―	―	131,632
合計	12,944,207	2,900,872	83,105	2,555,477	18,483,663

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,631,363	2,259,198	1,574,695	238,629	5,703,887

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,567,972	投資運用業
Invesco Management SA	271,145	投資運用業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

(単位：千円)

日本	米国	欧州	その他	合計
1,580,930	2,219,039	1,530,711	208,774	5,539,456

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	その他営業収益	関連するセグメント名
Invesco Advisers, Inc.	1,610,738	投資運用業
Invesco Management SA	273,018	投資運用業

（２）委託者報酬

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）
　単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,200,380千米ドル	持株会社	（被所有）間接100%	資金の貸付	利息の受取	38,472	短期貸付金	1,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	Invesco Holdings Company Ltd.	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-on-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	16,243,635千米ドル	持株会社	（被所有）間接100%	資金の貸付	利息の受取	30,416	短期貸付金	1,500,000

（注1）資金の貸付の受取利息については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。

（２）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自　2022年１月１日　至　2022年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,867,943千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,763,244	未収入金	264,565
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	70,207千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,395,776	未収入金	115,224

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

当事業年度（自　2023年１月１日　至　2023年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	Invesco Advisers,Inc.	1555 Peachtree Street Atlanta, Georgia 30309, USA	6,889,048千米ドル	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,732,401	未収入金	222,769
親会社の子会社	Invesco Management SA	37A Avenue JF Kennedy, L-1855 Luxembourg	80,409千ユーロ	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬及びその他営業収益の受取	1,367,301	未収入金	85,432
親会社の子会社	Invesco Asset Management Limited	Perpetual Park, Perpetual Park Drive, Henley-On-Thames, Oxfordshire, RG9 1HH, UK	136,037千ポンド	投資運用業	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費の支払	2,224,525	その他未払金	306,016

（注1）取引金額、期末残高には消費税等が含まれておりません。
（注2）運用受託報酬及びその他営業収益の算定方法については、第三者による検討結果に基づいたグループ内のポリシーにより決定しております。

２．親会社に関する注記

親会社情報

Invesco Far East Ltd.（非上場）

Invesco Holdings Company Ltd.（非上場）

Invesco Ltd.（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 （自　2022年１月１日 至　2022年12月31日）	当事業年度 （自　2023年１月１日 至　2023年12月31日）
１株当たり純資産額 143,117円88銭	１株当たり純資産額 162,037円33銭
１株当たり当期純利益金額 2,745円12銭	１株当たり当期純利益金額 18,919円18銭

（注）１．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

	前事業年度 (自　2022年１月１日 至　2022年12月31日)	当事業年度 (自　2023年１月１日 至　2023年12月31日)
当期純利益（千円）	109,805	756,767
普通株式に係る当期純利益(千円)	109,805	756,767
普通株主に帰属しない金額(千円)	－	－
期中平均株式数(株)	40,000	40,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2. 中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 （2024年6月30日） 内訳	金額
（資産の部）		
流動資産		
預金		6,467,936
前払費用		67,127
未収入金		397,590
未収委託者報酬		1,218,137
未収運用受託報酬		362,185
未収投資助言報酬		11,966
短期貸付金		500,000
流動資産計		9,024,944
固定資産		
有形固定資産　※１		
建物附属設備	58,584	
器具備品	78,555	
建設仮勘定	36,183	173,324
無形固定資産		
ソフトウェア	37,737	
ソフトウェア仮勘定	986	
電話加入権	6,328	
のれん	149,871	
顧客関連資産	803,379	998,302
投資その他の資産		
投資有価証券	3,174	
差入保証金	381,158	
繰延税金資産	300,697	
その他の投資	3,194	688,224
固定資産計		1,859,851
資産合計		10,884,795

（単位：千円）

科目	当中間会計期間（2024年6月30日） 内訳	金額
（負債の部）		
流動負債		
預り金		41,586
未払金		
未払手数料	392,042	
その他未払金	899,910	1,291,952
未払費用		230,584
未払法人税等		403,498
未払消費税等　※２		409,007
賞与引当金		675,740
その他の流動負債		21,904
流動負債計		3,074,275
固定負債		
長期預り金		117,535
退職給付引当金		832,598
役員退職慰労引当金		92,398
資産除去債務		124,557
固定負債計		1,167,090
負債合計		4,241,366
（純資産の部）		
株主資本		
資本金		4,000,000
資本剰余金		
資本準備金	1,406,953	1,406,953
資本剰余金合計		1,406,953
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,235,015	1,235,015
利益剰余金合計		1,235,015
株主資本合計		6,641,968
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,460
評価・換算差額等合計		1,460
純資産合計		6,643,429
負債・純資産合計		10,884,795

(2)中間損益計算書

（単位：千円）

科目	当中間会計期間 (自　2024年1月1日 至　2024年6月30日) 金額
営業収益	
委託者報酬	12,390,266
運用受託報酬	1,359,065
投資助言報酬	34,686
その他営業収益	1,351,315
営業収益計	15,135,333
営業費用	
支払手数料	6,003,926
その他営業費用	3,320,818
営業費用計	9,324,745
一般管理費　※１	3,976,383
営業利益	1,834,203
営業外収益　※２	44,947
営業外費用　※３	76,323
経常利益	1,802,827
税引前中間純利益	1,802,827
法人税、住民税及び事業税	348,659
法人税等調整額	292,110
法人税等計	640,770
中間純利益	1,162,056

[注記事項]

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
中間会計期間末日の基準価額により評価しております。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産（リース資産を除く）
定率法を採用しております。但し、資産除去債務に係る建物附属設備及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物附属設備　5～18年
器具備品　　3～15年

（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は20年であります。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

（３）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。なお、当中間会計期間末に計上すべき貸倒引当金はありません。

（２）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき、当中間会計期間に見合う分を計上しております。

（３）退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、簡便法により、当中間会計期間末における自己都合退職による要支給額を計上しております。

（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき、当中間会計期間末における要支給額を計上しております。

４．収益及び費用の計上基準
当社は、投資運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬、その他営業収益を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。また、各報酬は、約款または契約書に定められた支払期日に支払いを受けております。

（１）委託者報酬
委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

（２）運用受託報酬
運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約等に基づき純資産価額を基礎として算定し、対象口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

（３）成功報酬
成功報酬は、対象となるファンドまたは口座の運用益に対する一定割合、もしくは特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。

（４）投資助言報酬
投資助言報酬は、対象顧客との投資助言契約に基づき純資産価額を基礎として算定し、あるいは投資助言契約に定められた額を、契約期間にわたり収益として認識しております。

（５）その他営業収益
その他営業収益は、当社のグループ会社との契約で定められた算式に基づき算定し、当社がグループ会社にサービスを提供する期間にわたり収益として認識しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は為替換算差損益として処理しております。

（中間貸借対照表関係）

※１ 有形固定資産の減価償却累計額

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	531,659

※２ 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※１ 減価償却実施額は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2024年1月1日 至　2024年6月30日)
有形固定資産	25,872
無形固定資産	87,118

※２ 営業外収益の主要な項目は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2024年1月1日 至　2024年6月30日)
ヘッジコスト配賦損益	31,529
受取利息	13,111

※３ 営業外費用の主要な項目は、次のとおりであります。

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2024年1月1日 至　2024年6月30日)
為替換算差損	76,286

（リース取引関係）

１．　オペレーティング・リース取引

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
1年以内	249,762
1年超	291,389
合計	541,151

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借契約によるものであります。

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「預金」「未収入金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未収投資助言報酬」「短期貸付金」「預り金」「未払手数料」「その他未払金」「未払費用」「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

当中間会計期間末（2024年6月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	3,174	3,174	－
差入保証金	381,158	377,278	△3,880
資産計	384,332	380,452	△3,880
長期預り金	(117,535)	(116,294)	1,240
負債計	(117,535)	(116,294)	1,240

(*)　負債に計上されているものについては、（　）で示しています。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
レベル２の時価　：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価　：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

（１）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	-	3,174	-	3,174
資産計	-	3,174	-	3,174

（２）時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：千円）

	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	377,278	-	377,278
資産計	-	377,278	-	377,278
長期預り金	-	(116,294)	-	(116,294)
負債計	-	(116,294)	-	(116,294)

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

「投資有価証券」

中間会計期間末日の基準価額により評価しております。ただし、市場での取引頻度が高くなく、活発な市場における相場価格とは言えないため、レベル１には該当しません。また、観察可能なインプットを用いて算定されるため、レベル２に該当します。

「差入保証金」

返還されるまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

「長期預り金」

返還するまでの残存期間に応じた日本円のスワップカーブにおける利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

（有価証券関係）

その他有価証券

当中間会計期間末（2024年6月30日）

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	1,068	3,174	2,105
小計	1,068	3,174	2,105
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	―	―	―
債券	―	―	―
その他	―	―	―
小計	―	―	―
合計	1,068	3,174	2,105

（資産除去債務関係）

資産除去債務の総額の増減

（単位：千円）

	当中間会計期間 (自　2024年1月1日 至　2024年6月30日)
当期首残高	124,583
時の経過による調整額	△25
当中間会計期間末残高	124,557

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他営業収益	合計
基本報酬	12,390,266	1,158,603	34,686	1,351,315	14,934,871
成功報酬	―	200,462	―	―	200,462
合計	12,390,266	1,359,065	34,686	1,351,315	15,135,333

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針に関する注記の５．収益及び費用の計上基準に記載のとおりです。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社のセグメントは、投資運用業者として単一であるため、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自　2024年1月1日　至　2024年6月30日）

①　製品及びサービスごとの情報

製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

②　地域ごとの情報

（１）営業収益

（単位：千円）

日本	米国	欧州	その他	合計

907,148	1,231,912	511,111	94,894	2,745,067

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 営業収益のうち委託者報酬に関しては、当社が運用している投資信託には公募投信が多数含まれており、委託者報酬を最終的に負担する受益者の情報は制度上把握しえないため、除外しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

③　主要な顧客ごとの情報

（１）その他営業収益

その他営業収益については、営業収益の10%を超える顧客がいないため、記載を省略しております。

（２）委託者報酬

委託者報酬については、個別の外部顧客資産の集積である投資信託を、主要な顧客の単位として、当事業年度より開示しております。

（単位：千円）

ファンド名称	委託者報酬
インベスコ　世界厳選株式オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	10,336,999

（３）運用受託報酬

運用受託報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（４）投資助言報酬

投資助言報酬については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間末 (2024年6月30日)
（１）１株当たり純資産額	166,085円73銭

	当中間会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)
（２）１株当たり中間純利益金額	29,051円42銭
（算定上の基礎）	
中間純利益金額（千円）	1,162,056
普通株式に係る中間純利益（千円）	1,162,056
普通株主に帰属しない金額（千円）	―
普通株式の期中平均株式数(株)	40,000

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

金融商品取引法で禁止されている、利害関係人との取引行為	ａ．自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｂ．運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。 ｃ．通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じです。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。 ｄ．委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額または市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。 ｅ．上記ｃ．およびｄ．に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等	定款の変更は、株主総会の決議が必要です。
訴訟事件その他重要事項	訴訟、その他会社の経営に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2024年３月末現在)	事業の内容
東海東京証券株式会社	6,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村證券株式会社	10,000百万円	
株式会社三十三銀行	37,461百万円	銀行法に基づき銀行業務を営んでいます。

(3)投資顧問会社（運用委託先）

名称	資本金の額 (2024年６月末現在)	事業の内容
インベスコ・アセット・マネジメント・ドイチェランドGmbH	36,883,004ユーロ （約6,356百万円※）	ドイツ国籍の会社であり、内外の有価証券などにかかる投資顧問業務および当該業務に付帯するその他一切の業務を営んでいます。

※ユーロの円換算は、2024年６月28日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝172.33円）によります。

２【関係業務の概要】

受託会社	ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理・計算などを行います。
販売会社	ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取り扱いを行い、投資信託説明書（交付目論見書）・投資信託説明書（請求目論見書）の交付、運用報告書の交付代行、分配金・換金代金・償還金の支払いおよび分配金の再投資に関する事務などを行います。
投資顧問会社（運用委託先）	委託会社より運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断・発注などを行います。

３【資本関係】

受託会社	**該当事項はありません。**
販売会社	**該当事項はありません。**
投資顧問会社（運用委託先）	**該当事項はありません。**

第３【参考情報】

当計算期間において、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第１項各号に掲げる書類は、以下のとおり提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年５月23日	有価証券報告書
2024年５月23日	有価証券届出書

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年3月6日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　榊 原 康 太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。
当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2024年10月25日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊　原　康　太

監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＧＴグローバル　インベストメント・オープンの2024年2月29日から2024年8月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＧＴグローバル　インベストメント・オープンの2024年8月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。
当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

2024年9月6日

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 榊 原 康 太

中間監査意見
当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているインベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第35期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。
当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、インベスコ・アセット・マネジメント株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められる

かどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1.　上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2.　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。